



始



諸神社願屆記載例

附關係法令

388-260

凡例

一、本書ハ執務者ノ参考ニ供スル爲編纂シタルモノニシ
 ラ主トシテ縣社以下神社ニ係ルモノヲ集輯シタリ
 一、附録トシテ關係法令及訓令通牒等ノ例規ヲ掲ケ
 一、本書素勿卒ノ際編纂シタルモノナレハ精粗一ナ
 尙幾多ノ不備缺漏ナキヲ期シ難シ是等ハ讀者各位ノ
 叱正ニ依リ他日増訂修補スル所アルヘシ

大正
 9. 4
 内交

大正八年六月

編者識

神社諸願屆記載例目次

第一號	祭神決定願	一頁
第二號	祭神變更願	二頁
第三號	神社名變更願	三頁
第四號	明細帳脫漏神社編入願	五頁
第五號	明細帳變更(訂正)屆	六頁
第六號	明細帳變更(訂正)願	八頁
第七號	境內增加願	九頁
第八號	境內模樣替願	一三頁
第九號	制札建設願	一五頁
第十號	境內枯損木竹(障礙木竹)採取願	一七頁
第十一號	造修用材ノ爲境內樹木伐採願	一九頁
第十二號	境內林藪間伐願	二一頁
第十三號	境內地(土石)採取願	二三頁
第十四號	神社境內碑表建設承認願	二四頁

第十五號	神社境內使用願	二六頁
第十六號	神社移轉願	二七頁
第十七號	神社合併願	三〇頁
第十八號	寶物拜觀料徵收願	三三頁
第十九號	寄附金募集願	三四頁
第二十號	附屬講社設置願	三六頁
第二十一號	神社授與ノ爲出張所設置願	三八頁
第二十二號	神社合併跡地無代讓與願	四〇頁
第二十三號	土地賣却願	四二頁
第二十四號	土地買入願	四四頁
第二十五號	豫算認可願	四六頁
第二十六號	決算並(資金明細書)報告	四七頁
第二十七號	有價證券特別管理願	四八頁
第二十八號	寶物神社外持出願	四九頁
第二十九號	豫算流用願	五一頁
第三十號	經費現金保管願	五二頁

第三十一號	有價證券買入(寄附受領)報告	五三頁
第三十二號	有價證券償還報告	五四頁
第三十三號	寶物展覽願	五六頁
第三十四號	社(司)掌候補者推薦書	五七頁
第三十五號	社(司)掌辭職願	五九頁
第三十六號	風(水)(火)災(盜難)報告	六一頁
第三十七號	社殿改築願	六二頁
第三十八號	社殿改築竣工屆	六三頁
第三十九號	臨時祭執行屆	六九頁
第四十號	正(遷)宮願	七〇頁
第四十一號	神職代勤願	七一頁
第四十二號	氏子(崇敬者)總代增員願	七三頁
第四十三號	例祭日變更願	七四頁
第四十四號	總代人異動屆	七五頁
第四十五號	神職死亡屆	七六頁

第四十六號 社(司)掌増俸届

目四

七九頁

附 關係法令

官國幣社以下神社ノ祭神、神社名社格、明細帳、境内、創立移轉、
 廢合、參拜、寄附金、講社神札等ニ關スル件 八〇頁
 同上ニ關スル件細則 九八頁
 大正二年内務省令第六號ニ關スル件 〇九頁
 神社設備ノ件 一三頁
 神社境内外ニ植樹ノ件 一四頁
 神社火災豫防ノ件 一五頁
 神社佛堂出火ニ關スル件 一六頁
 社寺ニ於テ制札建設ノ件 一六頁
 形像取締規則 一七頁
 神社寺院合併跡地ノ讓與ニ關スル件 一九頁
 古社寺保存法 一九頁

古社寺保存法施行ノ件 二三頁
 古社寺保存法施行細則 二四頁
 神社財産ニ關スル件 二九頁
 全上 施行期日ノ件 三〇頁
 神社財産ノ登録ニ關スル件 三一頁
 神社財産ノ登録及管理並會計ニ關スル件 三三頁
 神社財産登録及管理並會計ニ關スル取扱手續 三九頁
 有價證券保管ニ關スル件 七四頁
 購人有價證券種類ノ件 七四頁
 神社ノ基本財産トシテ購入スヘキ有價證券ノ件 七五頁
 神社境外所有地上ノ立竹木ノ件 七五頁
 神社所有地ニ關スル件 七六頁
 神社境内ニ軍馬曳入レニ關スル件 七六頁
 府縣社以下神社神職ニ關スル件 七七頁
 府縣社以下神社神職任用規則 七九頁
 神職々務監督ニ關スル件 八二頁

目五

官國幣社以下神社神職奉務規則	一八三頁
縣社以下神社ノ神職氏子崇敬者服務處務ニ關スル規程	一八五頁
縣社以下神社神職俸給其他給與規則	一九二頁
郡市長委任事項	一九五頁
府縣社郷社村社ニ神饌幣帛料供進ノ件	一九六頁
府縣社以下神社ニ神饌幣帛料金額ノ件	一九七頁

目次

神社諸願届記載例

第一號 祭神 決定 願 (省令第一條 細則第一條)

一 決定ヲ受クヘキ祭神名 愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地 縣(郷)(村)(無格)社 何々々 神 社

二 決定ヲ要スル事由 本社祭神ハ明細帳ニ不詳ト記載シアルモ全ク何々ヲ祭レル證左明瞭ニ付今回之カ決定ヲ請ハムトスルモノナリ

三 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス 證憑書 豫定明細帳

右御許可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日
 社(司)(掌) 氏
 氏子(崇敬者)總代 氏
 名 印

知事宛

氏氏氏

名名名
印印印

第二號

祭神變更願

(省令第一條
細則第一條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(郷)(村)(無格)社 何々々神社

一 變更祭神名

何々々

二 變更ヲ要スル事由

本社祭神ハ何々ト明細帳ニ記載シアルモ事實ハ何々ヲ祭レル證左明瞭ニシテ右ハ全ク明細帳届出ノ際誤記シタルモノニ付キ今回變更ヲ請ハムトスルモノナリ

三 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス

證憑書 豫定明細帳

右御許可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏
氏子(崇敬者)總代

氏氏氏 名
印印印 印

知事宛

第三號

神社名變更願

(省令第四條
細則第一條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(郷)(村)(無格)社 何々々神社

一 變更神社名

何々々神社

二 變更ヲ要スル理由

本社ハ祭神ニ何々ヲ祭リ何々神社ト奉稱シ來リタルモカクテハ社名

祭神ト適合セス爲ニ崇敬上ニモ至大ノ關係ヲ有スルニ因リ今回變更ヲ請ハントスルモノナリ

又ハ(本社ハ明治何年何月何日許可ヲ得テ本村内無格社何々社ヲ合併シタルモノナルモ其ノ當時ハ別ニ社名ヲ改稱スル議ナカリシニ現今ニ至リ何々ノ爲之カ改稱ノ議起リ延テハ村治ノ上ニモ惡影響ヲ齎スヘキ次第ニ付今回大字名ニ因ミ前記ノ通變更ヲ請ハントスルモノナリ)

三 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス

證憑書 豫定明細帳

右御許可相成度此段奉願候也
大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏
氏子(崇敬者)總代 氏氏氏

名 名 名 名
印 印 印 印

知事宛

第四號 明細帳脱漏神社編入願 (省令第九號 細則第五號)

一 編入神社名

愛知縣何郡何(町村)大字何々字何々何番地

二 維持ノ方法(編入ト同時ニ他ノ神社ニ合併ルモノハ記載ニ不及)

三 編入ヲ要スル事由

四 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス

明細帳 證憑書

右御許可相成度此段奉願候也
大正 年 月 日

愛知縣何郡何町(村)大字何々何番地
關係者總代 氏 名 印

全 所 何番地 名 ⑥
 全 所 何番地 氏 名 ⑥
 全 所 何番地 氏 名 ⑥

知事宛

(注意)

- 一 明細帳ハ大正六年省令第六號別記第二號様式府縣社以下神社明細帳様式ニ準シテ調製スルコト
- 二 證憑書類ハ明治五年以前ノ創立ニシテ其ノ後引續キ祭禮ヲ施行シタルコトヲ證スルニ足ルヘキモノトス

第五號

明細帳變更(訂正)届

(省令第十條 細則第六條)

- 一 變更(訂正)シタル事項
 愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
 縣(鄉)(村)(無格)社 何々々 神社
 氏子戸數五十戸ノ處六十戸ニ變更

又ハ(鳥居脫漏ニ付書加)

又ハ(境内二百坪ハ二百五十坪ノ誤記)(丈量減又ハ増)

二 變更(訂正)シタル事由

本社氏子戸數ハ從來五十戸ノ處現今六十戸ニ増加シタルモノナリ
 又ハ(本社ニハ鳥居從前ヨリ建設シアルモ明細帳ニ脫漏ニ付之ヲ書加スルモノナリ)

又ハ(本社境内ハ二百五十坪ナルモ明細帳ニ二百坪ト記載シアリテ事實ト相違シ居レリ右ハ全ク明細帳届出ノ際誤記シタルモノニ付訂正スルモノナリ)

三

添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス
 登記謄本(境内坪數訂正ノ場合ニ限ル)

右御届候也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏
 氏子(崇敬者)總代 氏

名 ⑥
 名 ⑥

知事宛

氏氏

名名



第六號

明細帳變更(訂正)願

(省令第十條 細則第六條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(鄉)(村)(無格)社 何々々 神社

一 變更(訂正)ヲ要スル事項

何々

二 變更(訂正)ヲ要スル事由

何々

三 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス

證憑書 豫定明細帳

右御認可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌)

氏

名



氏子(崇敬者)總代

氏氏氏

名名名



知事宛

(注意)

一 由緒ノ變更又ハ訂正ニ限リ本書式ニ依ルコト

第七號

境内増加願

(省令第十三條 細則第七條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(鄉)(村)(無格)社 何々々 神社

一 現境内坪數

五百坪

二 増加坪數

五十坪

三 増加後ノ坪數

五百五十坪

四 増加ヲ要スル事由

本社境内ハ狹隘ニシテ祭典執行上不便不尠依テ今回之ヲ増加セント

スルモノナリ
 五 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス
 求積圖 境内平面圖 増加土地調 經費支辨方法書
 右御許可相成度此段奉願候也
 大正 年 月 日

社(司)(掌)
 氏子(崇敬者)總代

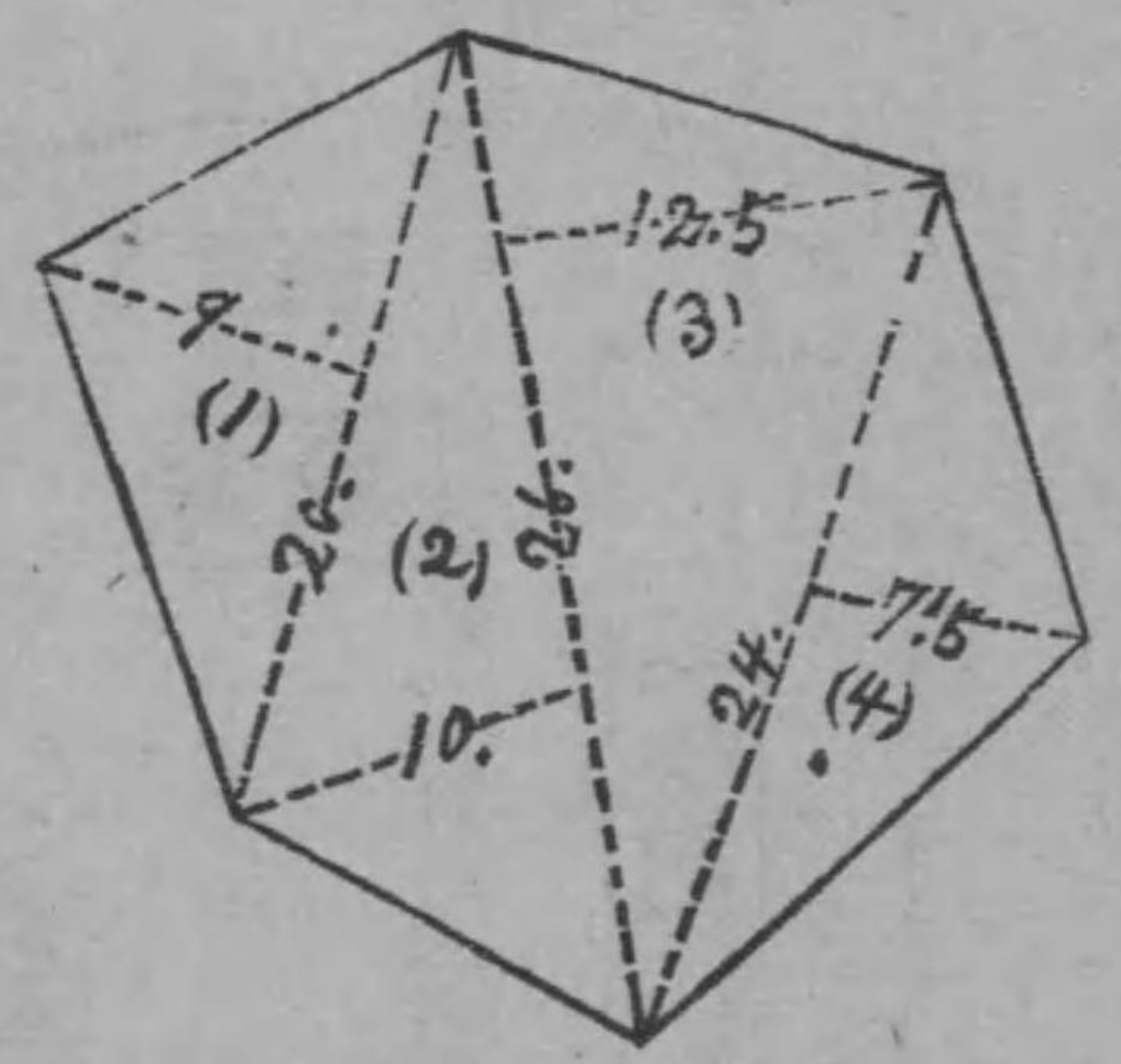
氏 氏 氏 氏
 名 名 名 名
 印 印 印 印

知事宛

- (注意)
 一 境内擴張(省令第十二條)並減少願モ亦本書式ニ準シ調製スルコト
 二 増加スヘキ土地、神社ノ所有地ニ非サル場合ハ其ノ土地所有者ノ連署ヲ要ス
 三 求積圖ハ二葉添付ヲ要ス

四 境内平面圖中増減ノ部分ハ色彩等ヲ施シ見易スカラシムルヲ要ス
 何町(村)大字何々字何々何番
 一 山林 一反五畝二十二步

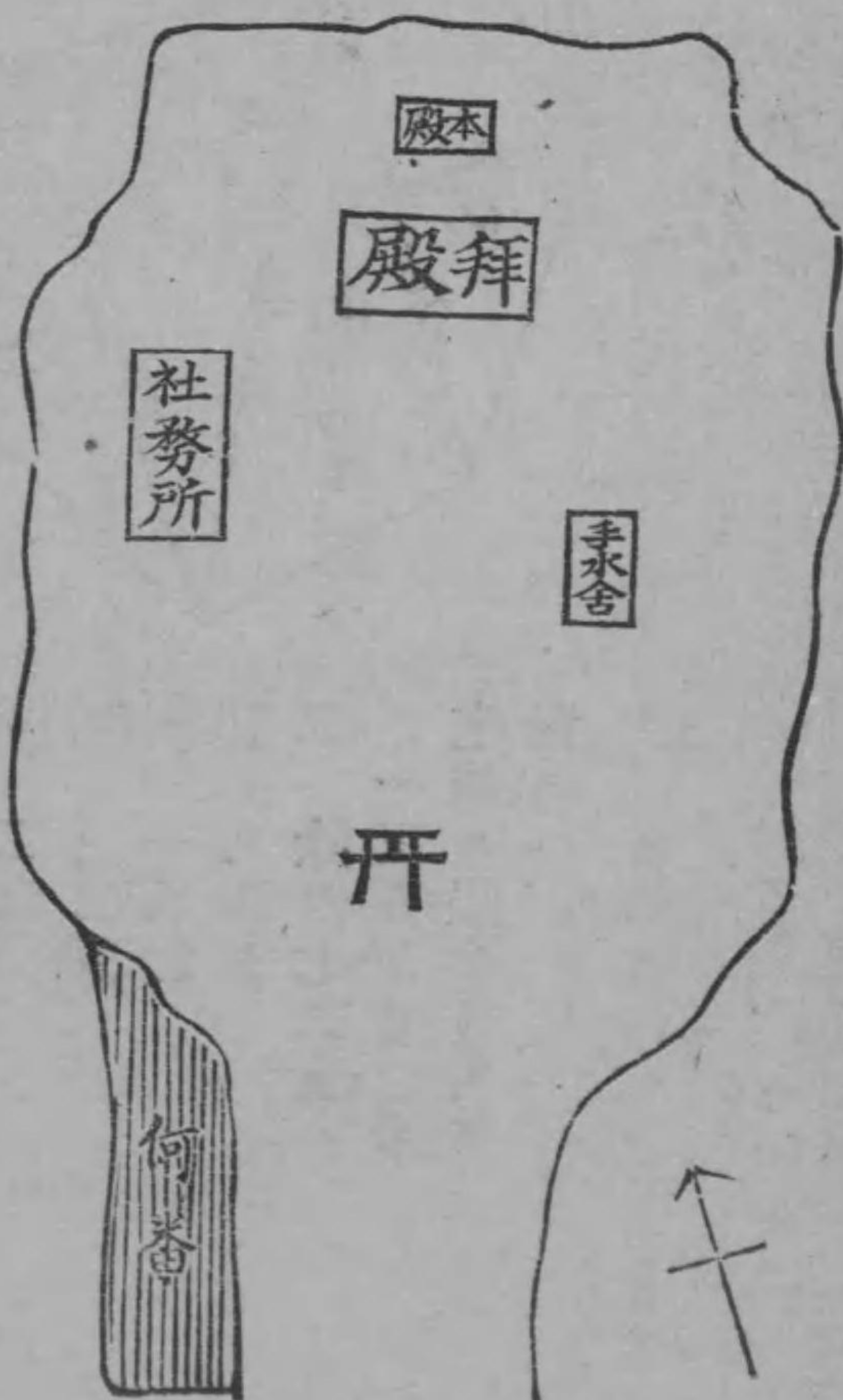
求積圖



計 (4) (3) (2) (1)
 一八〇〇
 二六〇〇
 三二五〇
 一八〇〇
 九四五〇
 除四七二五
 一反五畝廿二步
 宅地ニ限リ合勺ヲ
 附スヘシ

境内平面圖

(境内模様替願ニ用
ウル本圖ハ現形及
變更形ヲ知リ得ル
様ニ記載スルコト)



増加土地調

凡例



取擴地

土地ノ地籍	地番	地種目	面積	所有者
-------	----	-----	----	-----

何町(村)大字何々字何々	何番	畑	五〇坪	本神社持
計				

經費支辨方法書

- 一 經費ハ大正何年度豫算中境内擴張費何圓ヲ以テ支辨ス (豫算添付)
又ハ
一 増加土地ハ既ニ境内ノ形體ヲナシ居リテ經費必要ナシ

第八號

境内模様替願

(省令第十三條
細則第七條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(郷)(村)(無格)社 何々々 神社

一 模機替事項

別紙圖面ノ通

二 模機替ヲ要スル事由

本社ノ本殿ハ北隅ニ偏シ祭典執行上不便ナルノミナラス風致ニモ關係スルヲ以テ今回拜殿ト共ニ之カ位置ヲ變更セントスルモノナリ

三 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス

境内平面圖 經費支辨方法書 工事設計書
右御許可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌)

氏子(崇敬者)總代

氏

名 印

氏 氏 氏

名 名 名 印 印 印

(注意)

知 事 宛

一 境内平面圖 經費支辨方法書ノ式ハ境内ノ増加願ニ添付スルモノト

同様トス

二 境内平面圖中ニハ模機替前ノ位置ト豫定模機替ノ位置トヲ色別ニシ見易スカラシムルヲ要ス

第九號

制 札 建 設 願

(省令第十五條 細則第九條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(鄉)(村)(無格)社 何 々 々 神 社

一 建設ノ場所

別紙圖面ニ表示ノ位置

二 制札ノ様式寸法

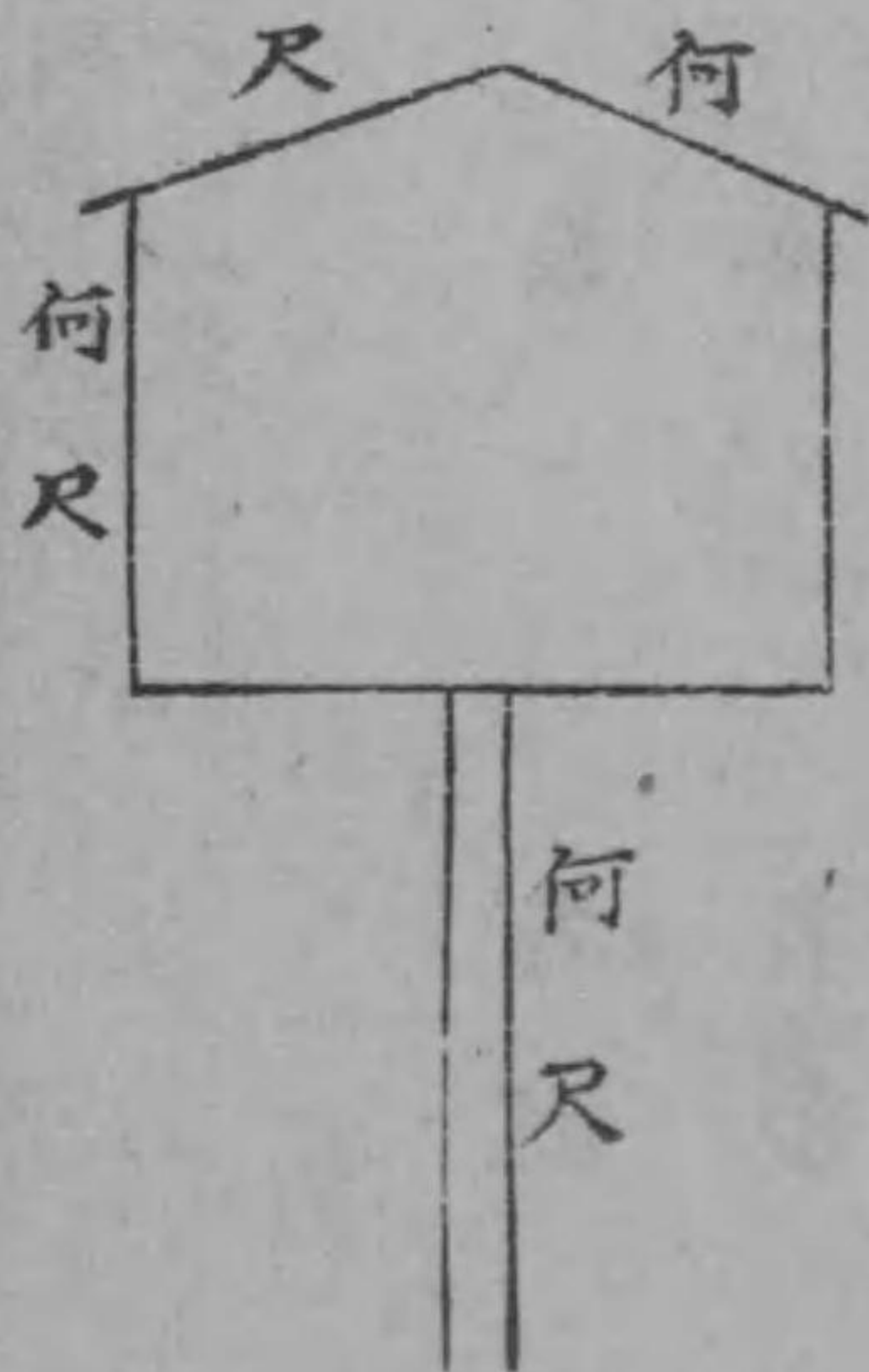
三 記載スヘキ禁止事項

一 車馬ヲ乗入ルコト

二 魚鳥ヲ捕ルコト

三 竹木ヲ伐ルコト

四 建設費用支辨方法



制札建設ニ要スル一切ノ費用ハ寄附金ニ依ル
 五 添付書類 境内平面圖
 右御許可相成度此段奉願也
 大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏
 氏子(崇敬者)總代 氏 氏 氏

名 名 名 名
 印 印 印 印

知事宛

(注意)

- 一 禁止事項ニシテ省令第十五條第二項ノ事項ヲ増減スル場合ハ其ノ理由ヲ附記スルコト
- 二 建設費用豫算ニ計上シナキ場合ハ先ツ豫算追加ノ手續ヲ履行スルコト
- 三 境内平面圖ハ境内増加願ニ添付スルモノト同様トス

但シ制札建設ノ位置ヲ明示スルコト
 四 制札ノ様式ハ標準ヲ示シタルニ止マルモノナレハ屋根ヲ設ケ且制札ヲ懸クル様施設スルモ可ナリ

第十號

境内(枯損木竹)(障碍木竹)採取願 (省令第十七條 細則第十條)
 愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
 縣(鄉)(村)(無格)社 何々々 神社

種木竹ノ類	長	目通寸尺	本數	見積價格	處分方法	摘要
松	一丈二〇〇	三〇〇	一		本殿修繕費ニ充用	雷落ノ爲枯死
杉	八〇〇	〇八〇	一		"	"
檜	二〇〇〇	六〇〇	一		"	何々ノ爲障碍
計	一	一	三			

添付書類

境内平面圖（採取セントスル木竹ノ位置ヲ明示スルコト）
右御許可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏
氏子(崇敬者)總代 氏

氏 氏 氏

名 名 名 名
印 印 印 印

郡市長宛

(注意)

- 一 縣社ハ知事ニ出願スルコト
- 二 本願ノ收入ガ豫算ニ計上シアラサル場合ハ先ツ豫算追加ノ手續ヲ履行スルコト
- 三 境内平面圖ハ境内増加願ニ添付スルモノト同様トス

第十一號

造修用材ノ爲境内樹木伐採願

(省令十八條第十九條
細則第十一條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
郷(村)(無格)社 何々々 神社

一 造修建物ノ種類

本殿(拜殿)(幣殿)(鳥居)

二 伐採木竹

木竹ノ種類	長	目通寸尺	本數	見積價格	摘	要
	丈	丈		円		
計						

三 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス

造修建物工事設計書 仕様書並圖面 立木調書

境内平面圖(伐採木竹ノ所在並社殿ノ位置ヲ表示スルコト)
右御許可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏
氏子(崇敬者)總代 氏

氏 氏 氏

名 名 名 名
印 印 印 印

知事宛

(注意)

- 一 境内平面圖ハ境内増加願ニ添付スルモノト同様トス
- 二 設計書 仕様書並圖面ハ社殿改築願ニ添付スルモノト同様トス
- 三 省令第二十條ニ依ル願書モ本書式ニ準シ調製スルコト 但シ設計書仕様書並圖面ノ添付ヲ要セサルモ外ニ地主ノ要求書ヲ添付スルコト

境内立木調書

目通五尺以上一丈未満ノ樹木		目通一尺以上五尺未満ノ樹木	
木竹ノ種類	本數	木竹ノ種類	本數
計		計	

第十二號

境内林斫間伐願

(省令第二十一條 細則第十三條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(郷)(村)(無格)社 何々々 神社

一 間伐木竹

木竹ノ種類	長	目通寸尺	本數	見積價格	摘	要

計									
	1								
		1							

二 林藪地面積及間伐面積

林(藪)何町歩ノ内何反歩間伐スルモノトス

三 一反歩當リ立木竹數

何本

四 間伐木竹ノ處分方法

間伐木竹ハ之ヲ賣却シ其ノ代金ハ基本財産ニ蓄積ス

五 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス

境内平面圖 立木調書 豫算書
右御許可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏 氏 氏
氏子(崇敬者)總代 名 印

知事宛

氏 氏 氏
名 名 名
印 印 印

(注意)

境内平面圖並立木調書ハ造修用材ノ爲境内樹木伐採願ニ添付スルモノト
同様トス

第十三號

境内地「土石(切芝)採取願」樹根採掘額

(省令第二十四條
細則第十四條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
郷(村)(無格)社 何 々 神 社

一 數量及見積價格

(土石ハ立坪、切芝ハ面積、樹根ハ員數ヲ記載スルコト)

二 採取(採掘)ノ期間

御許可ノ日ヨリ何日間

三 採取(採掘)物件ノ處分方法

採取(採掘)物件ハ之ヲ賣却シ何々費ニ充當ス
四 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス

境内平面圖(採取又ハ採掘セントスル土石、切芝又ハ樹根ノ所在並
ニ社殿ノ位置ヲ表示スルコト) 當該年度豫算書
右御許可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏
氏子(崇敬者)總代 氏

氏 氏 氏
名 名 名
印 印 印

知 事 宛

第十四號

神社境内碑表建設承認願 (省令第二十六條
細則第十六條)
一 碑表ヲ建設セントスル神社境内

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地

縣(鄉)(村)(無格)社 何 々 々 神 社
何 坪 内 碑 表 建 設 用 地 何 坪

二 碑表ノ名稱
一 境内坪數

三 國家功勞者何某頌德碑
碑表被建設者ノ事蹟

四 維持ノ方法
何 々 々

五 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス
何 々 々

境内全圖(碑表建設ノ位置ヲ表示スルコト)
設計書、仕様書並圖面、工事費豫算書並支辨方法書、碑面ニ記載ス
ヘキ文字調書、神社ノ承認書
右御承認相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
氏 名 印

全所 何番地 氏名 宛

(注意)

- 一 本願ハ所轄警察署經由ヲ要ス
- 二 神社ノ承認書ニハ境内ノ風致及祭典執行ニ支障ナキコト並碑表竣工ノ上ハ維持費ト共ニ無條件ニテ寄附スルモノニ付承認スル旨記載セシムルコト

第十五號

神社境内使用願 (省令第二十七條 細則第十七條)

- 一 使用セントスル神社境内
 - 愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
 - 縣(鄉)(村)(無格)社 何々々 神社
- 二 使用ノ目的
 - 一 境内坪數 何坪 内使用坪數何坪
 - 參拜者休憩所建設ノ爲

三 使用期間及使用料

使用期間 御許可ノ日ヨリ滿一ケ年

使用料 一ケ年 金何圓

四 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス

境内全圖 (使用ノ位置ヲ表示スルコト) 設計書、仕様書並圖面神社ノ承認書

右御許可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地

氏名 氏 印

知事宛

第十六號

神社移轉願 (省令第三十六條 細則第二十條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地

縣(鄉)(村)(無格)社 何々々 神社

一 移轉先境内地

所在地	地番	地種目	實側面積	備	考
				何々所有地	

二 維持方法

何々 ……………

三 移轉費並其ノ支辨方法

別紙豫算書ノ通

四 元境内並其ノ他財産處分方法

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地

一 神社境内 何坪

右ハ賣却ノ上移轉費ニ充當ス

(又ハ何々)

四 移轉ヲ要スル理由

何々 ……………

五 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス

移轉先境内平面圖、全 求積圖二葉、全 見取圖(寫眞) 豫定明細帳、社殿及附屬建物設計書、仕様書並圖面、氏子崇敬者名簿、豫算書

右御許可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏

名 印

氏子(崇敬者)總代

名 印

氏

名 印

氏

名 印

知 事 宛

(注意)

一 道府縣ニ涉ル移轉ハ關係地方長官ノ許可ヲ受クルコト

第十七號

神社合併願

(省令第三十七條
細則第二十一條)

三〇

一 合併先神社

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地

無格社

何

々

社

二 合併ヲ要スル事由

本社ハ財産ナク且崇敬者僅少ニシテ維持困難ニ付合併セントスルモ
ノナリ

三 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス

合併後神社明細帳、合併ニ關スル經費豫算變更並方法被合併神社ノ
財産處分調

右御許可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社掌

氏

名 印

崇敬者總代

氏 氏 氏

名 名 名

印 印 印

村社何々神社

社掌

氏

名

印

氏子總代

氏 氏 氏

名 名 名

印 印 印

知事宛

合併后神社明細帳

愛知縣何國何郡何町(村)大字何々字何々何番地鎮座

村社

何

々

社

社

一 祭神 何々 何々

三一

一 由緒

何々……………

大正 年 月 日全村大字何々字何々何番地鎮座無格社何

々社(祭神何々)合併許可

大正 年 月 日合併濟

社殿 本殿 拜殿 社務所 鳥居

境内 何坪

氏子 何戸

被合併神社ノ財産處分調

一 無格社何々社ノ社殿大破ニ付之ヲ燒却ス

二 左記境内跡地並境外所有地ハ全部合併神社ニ所有權ヲ移スコト

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地

神社境内 何坪

全 所 何番

三 境内跡地ノ立木ハ其ノ儘跡地ト共ニ合併神社ニ引繼クコト

山林 何反 歩

第十八號

寶物拜觀料徴收願

(省令第二十二條 細則第四十二條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地

縣(郷)(村)(無格)社 何々々 神社

一 拜觀料徴收ノ目的

本社ハ氏子僅少財産ナク維持困難ニ付拜觀料ヲ徴收シ經費ノ幾分ニ

充當セントスルニ由ル

二 拜觀ニ供スル(寶物ノ品目)(建造物ノ圖面)

何々

三 拜觀ニ供スル場所ノ設備並拜觀者取締方法

何々

四 拜觀料及其ノ徴收方法

拜觀料 一人一回 何錢

徴收方法 拜觀料ハ入口ニ於テ現金徴收

五 拜觀期間並開閉時刻

拜觀期間 御許可ノ日ヨリ滿何ケ年

開閉時刻 午前何時ヨリ午後何時迄

右御許可相成度此段奉願上候也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏
氏子(崇敬者)總代 氏

氏 氏 氏

名 印

名 印

名 印

名 印

知事宛

(注意)

一 本願ハ所轄警察署ヲ經由スルコト

第十九號

寄附金募集願

(省令第四十三條
細則第二十三條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地

一 募集ノ目的

本殿改築費ニ充ツル爲

二 募集ノ方法

何々

三 募集金額

金何萬圓(但シ豫定ノ金額ニ達セサルトキハ何々ス)

四 募集區域

愛知縣一圓

五 募集期間

御許可ノ日ヨリ滿何ケ年

六 寄附金保管及支出ノ方法

何々

七 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス

募集員ノ身元調書、設計書、仕様書並圖面

右御許可相成度此段奉願候也

縣(郷)(村)(無格)社 何々神社

大正 年 月 日

三六

社(司)(掌) 氏
氏子(崇敬者)總代

氏 氏 氏

名 名 名 名
印 印 印 印

知 事 宛

(注意)

一 本願ハ所轄警察署ヲ經由スルコト

第二十號

附屬講社設置願

(省令第四十四條
細則第二十六條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(鄉)(村)(無格)社 何 々 々 神 社

一 講社ノ目的

何 々 々

二 講社ノ名稱

何 々 々

三 講社ノ組織方法

四 講社所在地

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々番地

五 管理及維持ノ方法

何 々 々

六 役員ノ住所氏名

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何番地

役 名 氏 名

七 講社設置ヲ要スル事由

何 々 々

八 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス

規約書、役員履歷書

右御許可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏

名 印

三七

氏子(崇敬者)總代

氏氏氏

名名名

印印印

三八

知事宛

(注意)

一 本願ハ所轄警察署ヲ經由スルコト

第二十一號

神札授與ノ爲出張所設置願

(省令第四十五條
細則第二十七條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地

縣(郷)(村)(無格)社 何々々

神社

一 出張所ノ位置

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地

二 授與ノ方法及授與料

何々々

三 授與擔當者ノ住所氏名

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
擔當者 氏 名

四 出張所設置ヲ要スル事由

何々々

五 添付書類

擔當者履歷書

右御許可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌)

氏

名

印

氏子(崇敬者)總代

氏

名

印

氏

名

印

氏

名

印

知事宛

(注意)

一 本願ハ所轄警察署ヲ經由スルコト

三九

第二十二號

神社會併跡地無代讓與願 (明治三十九年八月十日 勅令第二百二十號)

四〇

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(鄉)(村)(無格)社 何々々 神社

所在	地番	地目	反別	摘要
				元無格社何々神社會併跡地

一 無代讓與ヲ受クヘキ土地

二 合併 許可年月日又ハ合併執行濟届出年月日
許可年月日 大正何年何月何日 指令社第何號
執行濟届出年月日 大正何年何月何日

三 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス
立竹木調 地形圖(土地整理字限繪圖ニ依リ目的の地附近ノ地形ヲ描

寫スルコト)

右本社ニ無代讓與相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏 名 印

氏子(崇敬者)總代 氏 氏 氏 名 名 名 印 印 印

知事 宛
前記ノ土地ハ名所舊蹟又ハ古墳墓ニ非ス依テ證明候也
大正 年 月 日

立竹木調 何町(村)長 氏 名 印

木竹ノ種類	長	目通寸尺	本數	單價	見積價格	摘要
	丈	丈		円	円	

前記土地賣却代金ハ隣地ニ比シ相當價格ト認ム

大正 年 月 日

(注意)

何町(村)長 氏

名 印

一 賣却登記済ノ上ハ神社財産登録抹消申請書提出ヲ要ス

第二十四號

土地 買入 願

(明治四十一年七月二十日
内務省令第十二號第五條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地

一 買入ントスル土地

縣(郷)(村)社 何 々

神 社

計	所在地	地番	地目	反別	地價	買入價格	所有者
				反	円	円	

二 買入ヲ要スル事由

何々……………

三 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス

豫算書 一ヶ年收益見込書

右御許可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏

名 印

氏子(崇敬者)總代

名 印

名 印

名 印

名 印

名 印

賣 渡

氏

知 事 宛

前記土地買入價格ハ隣地ニ比シ相當價格ト認ム

大正 年 月 日

(注意)

一 買入登記濟ノ上ハ神社財産登録申請書提出スルヲ要ス

何町(村)長 氏

四六 名 印

第二十五號

豫算認可願

(明治四十一年七月二十日
内務省令第十二號第八條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(鄉)(村)(無格)社 何々々 神社

本社大正何年度收支豫算別紙ノ通相定メ候條御認可相成度此段奉願候也
大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏

名 印

氏子(崇敬者)總代

名 印

氏

名 印

氏

名 印

郡市長宛

(注意)

- 一 縣社ハ知事ノ認可ヲ受クルコト
- 二 豫算ハ毎年二月末日迄ニ認可ヲ受クルコト
- 三 豫算ノ追加更正ヲ要スルトキハ其ノ都度認可ヲ受クルコト
- 四 會計規定ノ適用指定ナキ神社ハ認可ヲ受クルニ及ハス

第二十六號

決算(並資金明細書)報告

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(鄉)(村)(無格)社 何々々 神社

大正何年度決算(並資金明細書)別紙ノ通報告候也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏

名 印

氏子(崇敬者)總代

名 印

氏

名 印

氏

名 印

郡市長宛

四七

(注意)

- 一 縣社ハ知事ニ報告スルコト
- 二 會計規定適用ノ指定ナキ神社ハ報告ニ及バス
- 三 毎年五月三十一日迄ニ報告スルコト

第二十七號

有價證券特別管理願

(明治四十一年七月二十日
内務省令第十二號第十七條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(郷)(村)(無格)社 何々々 神社

一 有價證券ノ種類

記號番號	種	目	額	面	利率	記名、無記名ノ別	收得年月日

二 管理方法

何々々 ……………

三 特別管理ヲ要スル事由

何々々 ……………

右御認可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社司(掌) 氏
氏子(崇敬者)總代 氏

氏 氏 氏

名 名 名 名
印 印 印 印

(注意)

- 一 縣社ハ知事ニ出願スルコト

郡市長宛

第二十八號

寶物神社外持出願

(明治四十一年九月三十日
縣令第七十六號第六條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(鄉)(村)(無格)社 何々々 神社

一品目 (登録番號ヲ附記スルコト)

二 持出ノ場所及其ノ期間 何々々

三 運搬方法 何々々

四 持出中ノ保管法 何々々

五 持出ヲ要スル事由 何々々

右御認可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏
氏子(崇敬者)總代

名 印

五〇

郡市長宛

氏氏氏

名名名 印印印

第二十九號

豫算流用願

(明治四十一年九月三十日
縣令第七十六號第十八條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(鄉)(村)(無格)社 何々々 神社

一流用科目並金額
大正何年度支出第何項何々費ヨリ第何項何々費ニ金何圓流用
二 流用ヲ要スル事由 何々々

右御認可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏
氏子(崇敬者)總代

名 印

五一

郡市長宛

(注意) 一 縣社ハ知事ニ出願スルコト

第三十號 經費現金保管願

(明治四十一年九月三十日 縣令第七十六號第二十一條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(鄉)(村)(無格)社 何々々 神 社

一 現金保管ノ方法

何々々……………

二 現金保管ヲ要スル事由

何々々……………

右御認可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

氏氏氏

名名名
印印印

郡市長宛

第三十一號

有價證券買入(寄附受領)報告

(明治四十一年九月三十日縣令第七十六號第二十五條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(鄉)(村)(無格)社 何々々 神 社

社(司)(掌) 氏
氏子(崇敬者)總代 氏氏氏

名名名
印印印

記號 番號	種 目	額 面	利率	買入年月日 (寄附受領年月日)	買入 價格	摘 要
						(何某ヨリ寄附)
計						

右報告候也
大正 年 月

日

社(司)(掌) 氏
氏子(崇敬者)總代

氏 氏 氏

名 名 名 名
印 印 印 印

五四

郡市長宛

(注意)

一 縣社ハ知事ニ報告スルコト

第三十二號

有價證券償還報告

(明治四十一年九月三十日
縣令第七十六第二十五號)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(郷)(村)(無格)社 何 々 々 神 社

記號番號

種

目

額 面

償還年月日

摘

要

計					

右報告候也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏
氏子(崇敬者)總代

氏 氏 氏

名 名 名 名
印 印 印 印

郡市長宛

(注意)

一 縣宛ハ知事ニ報告スル事

五五

第三十三號

寶物展覽願

(明治四十一年九月三十日)
(縣令第七十六號第七條)

五六

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(鄉)(村)(無格)社 何々々 神社

一品目

登錄番號ヲ附記スルコト

二 陳列中取締ノ方法

何々々

三 陳列期間並陳列場開閉時刻

何々々

四 展覽セシムヘキ者ノ制限

何々々

五 展覽料徵收ノ有無

何々々

六 展覽ヲ要スル理由

何々々

右御認可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏

氏子(崇敬者)總代

氏 氏 氏

名 名 名 名
印 印 印 印

郡市長宛

例ノ一

第三十四號

社(司)掌候補者推薦書

(明治三十五年二月十八日)
(內務省令第四號第十二條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(鄉)(村)(無格)社 何々々 神社

俸給支給額

神職關員年月日

候 補 者

五七

添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス

候補者復歴書(美濃紙)資格證明書

身元證明書(明治三十五年内務省令第四號第二條ニ該當セサルコト町村

長證明書)

戸籍謄本

右適任ト認め推薦候也

大正 年 月

日

氏子(崇敬者)總代

氏 氏 氏

名 名 名

印 印 印

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地

候補者 氏

名 印

知事 宛

(注意)

一 本例ハ候補者初任ノ場合ヲ示シタルモノナリ

例ノ二

第三十四號

社(司)掌候補者推薦書

(明治二十七年二十七日勅令二十二號第六條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地

縣(郷)(村)(無格)社

何々々

神社

俸給支給額

神職關員年月日

候補者ノ本務社及其氏名

年額

何 圓

大正 年 月 日

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地

村社何々神社

社 掌 氏

名

何級俸何分ノ一

添付書類 左配目次ノ通未尾ニ添付ス

候補者履歷書(美濃紙) 調書

右適任ト認メ推薦候也

大正 年 月 日

氏子(崇敬者)總代

氏 氏 氏 氏

名 名 名 名
印 印 印 印

知 事 宛

調 書

候補者

一 兼務ノ事由並其ノ期限

何々 ……

二 本務及兼務並候補者推薦神社ノ例祭日

何月何日 本務神社 村社 何々神社

三 本務神社ト候補者推薦神社トノ距離
何里何町
何月何日 兼務神社 村社 何々神社
何月何日 候補者推薦神社 村社 何々神社

第三十五號 社(司)掌辭職願

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地

縣(鄉)(村)(無格) 何々 氏 社
社(司)掌 氏 社 名

右者何々ノ爲辭職仕リ度此段奉願候也

大正 年 月 日

本人 氏

氏子(崇敬者)總代

氏 氏 氏

名 名 名 名
印 印 印 印

知事宛

第三十六號

風(水)(火)災(盜難)報告 (大正六年三月二十二日 縣令第二十七號第二條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地 縣(郷)(村)(無格)社 何々々 神社

登錄年月日 全番號	被害品目	大小長幅(縱橫)寸尺	見積價格	備考

被害ノ狀況及應急ノ處理方法

右及報告候也

大正 年 月 日

社(司)掌

氏

名 印

郡市長宛

(注意)

一 縣社ハ知事ニ報告スルコト

第三十七號

社殿改築願

(大正六年三月二十二日 縣令第二十七號第三條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地 縣(郷)(村)(無格)社 何々々 神社

氏子(崇敬者)總代

氏氏氏

名名名 印印印

一 改築建物

名稱	構造	造	建坪	工費金	備考
本殿	神殿造檜材屋根 檜皮葺高樓附	二坪	二〇〇〇〇〇		

計						

二 竣工期日

大正何年何月何日

三 改築ヲ要スル事由

何々……………

四 添付書類 左記目次ノ通末尾ニ添付ス

境内平面圖、見取圖、工事設計書、仕様書並圖面工事豫算書及其ノ支辨方法書

右御許可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏

氏子(崇敬者)總代

氏

名 印

名 印

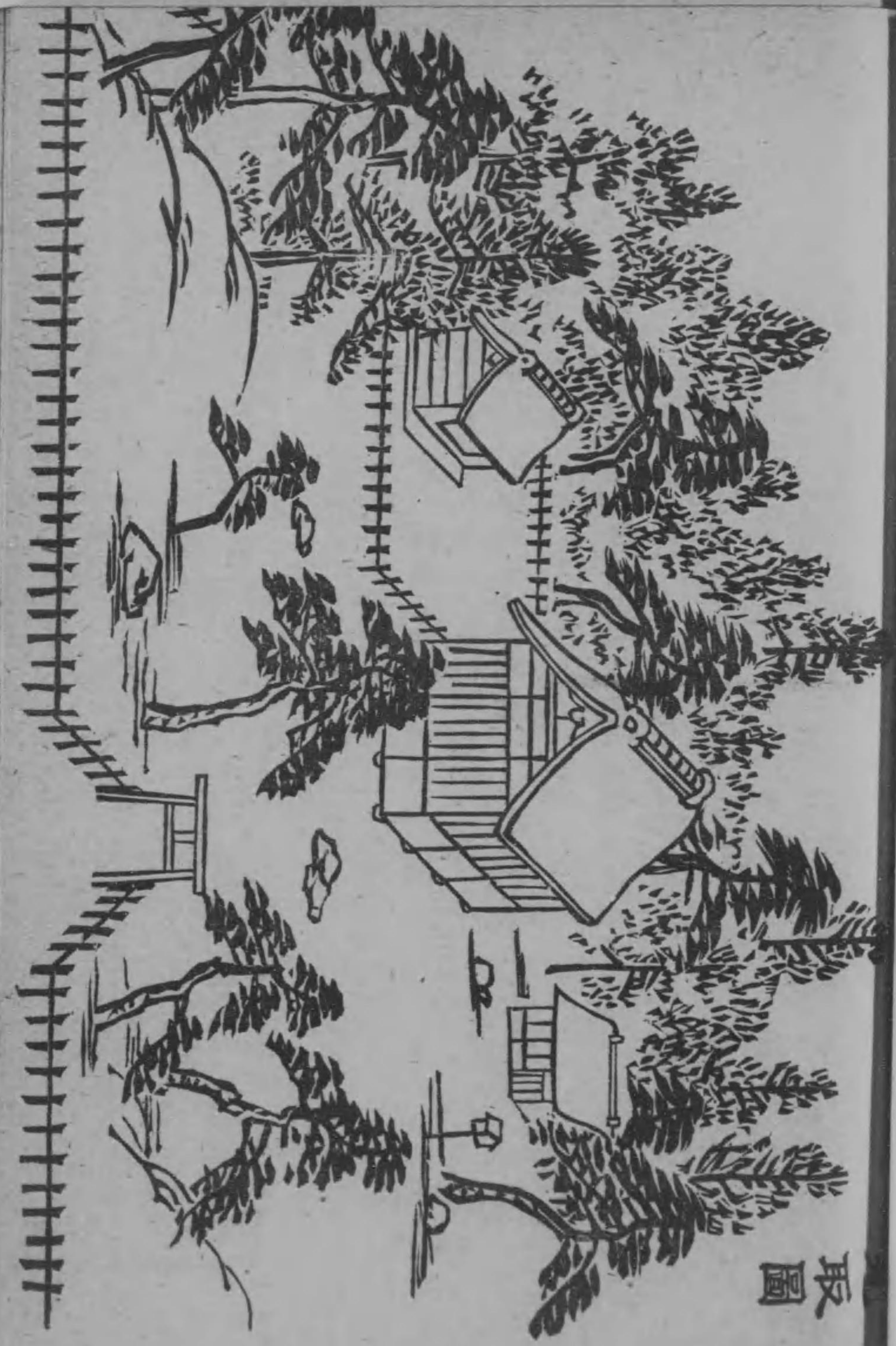


圖 別

知事宛

氏氏

名名

印印

(注意)

一 社殿ノ新築並模様替モ本願ニ準シ調製スルモノトス

工事設計書

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何番地

縣(郷)(村)(無格)社 何々

一 本殿改築工事 縦一間横二間

但シ神明造屋根檜皮葺高欄付

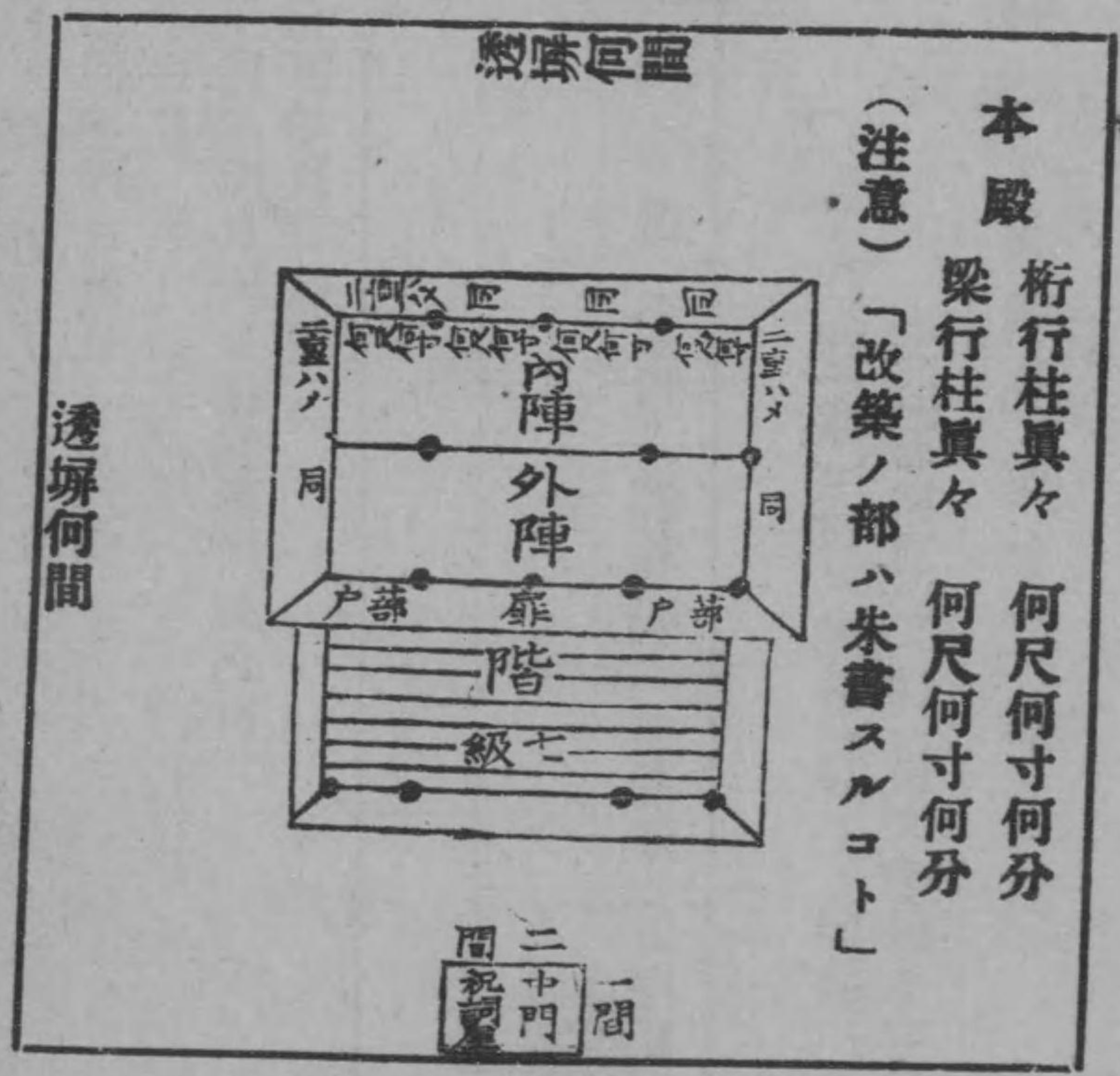
工費 金二百圓

内譯

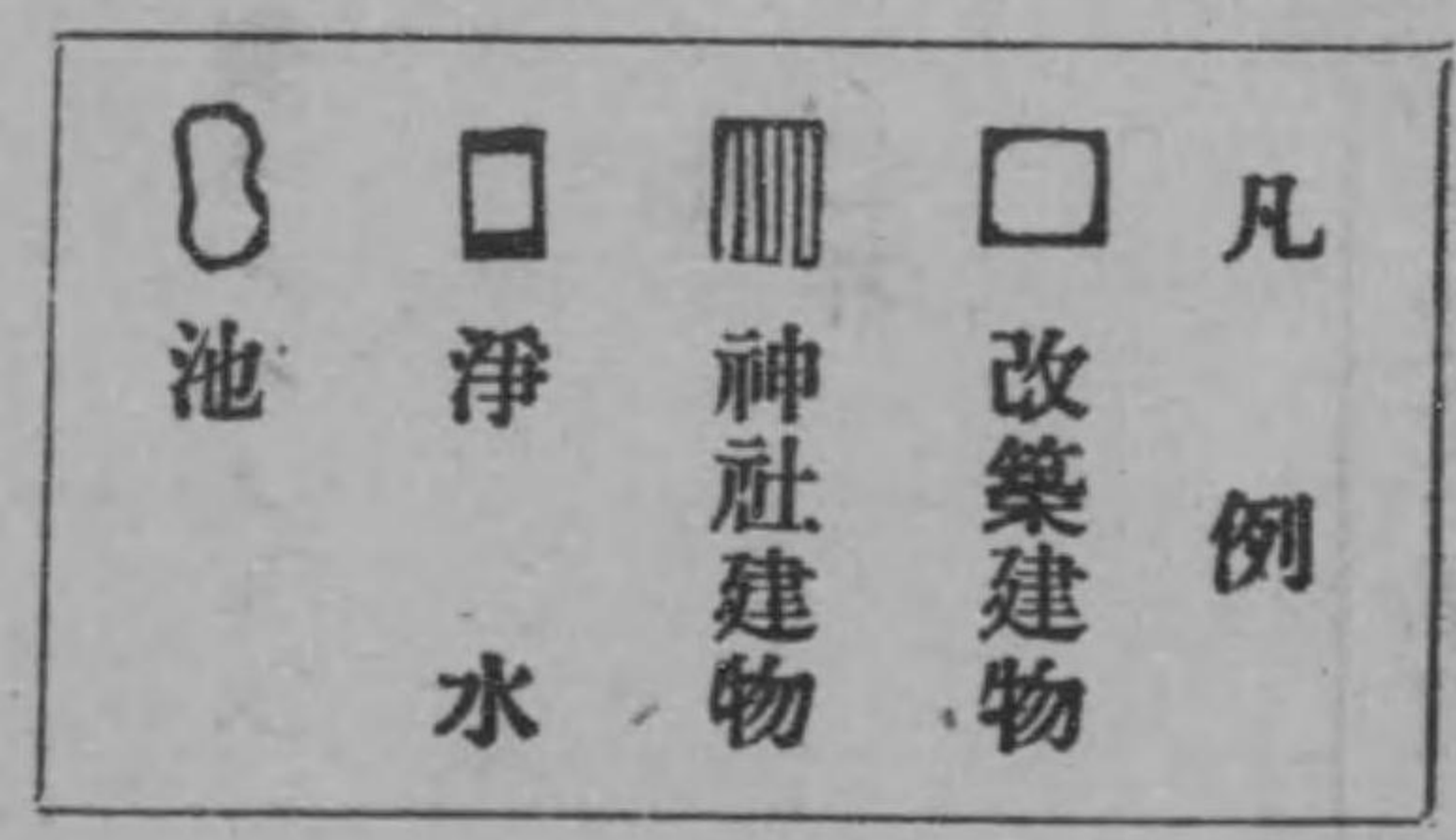
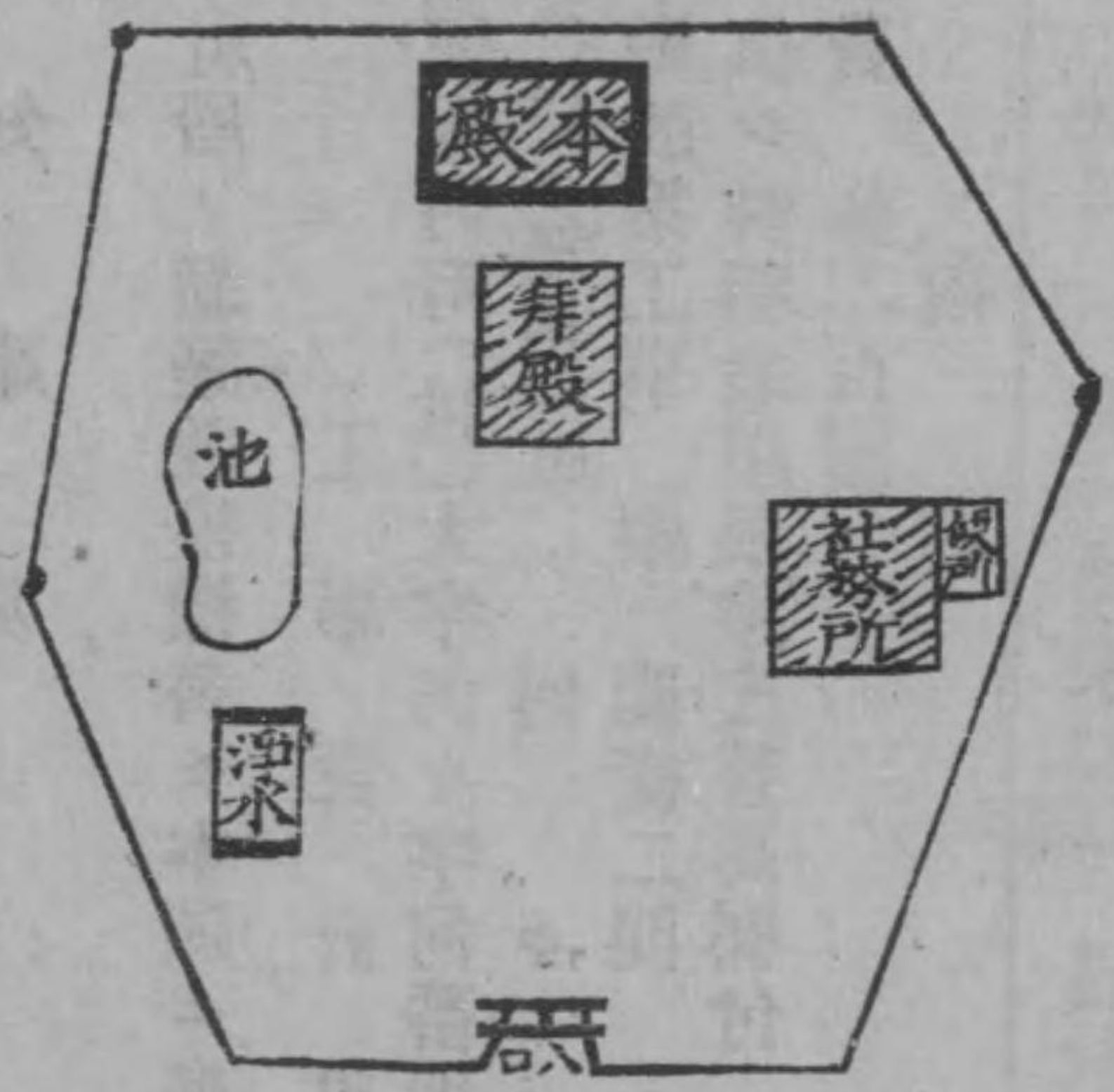
名稱	材料	長	徑未口厚幅	員數	一個當 リ數量	合數量	單價	計金	摘要

本殿平面圖

(縮尺何分一)

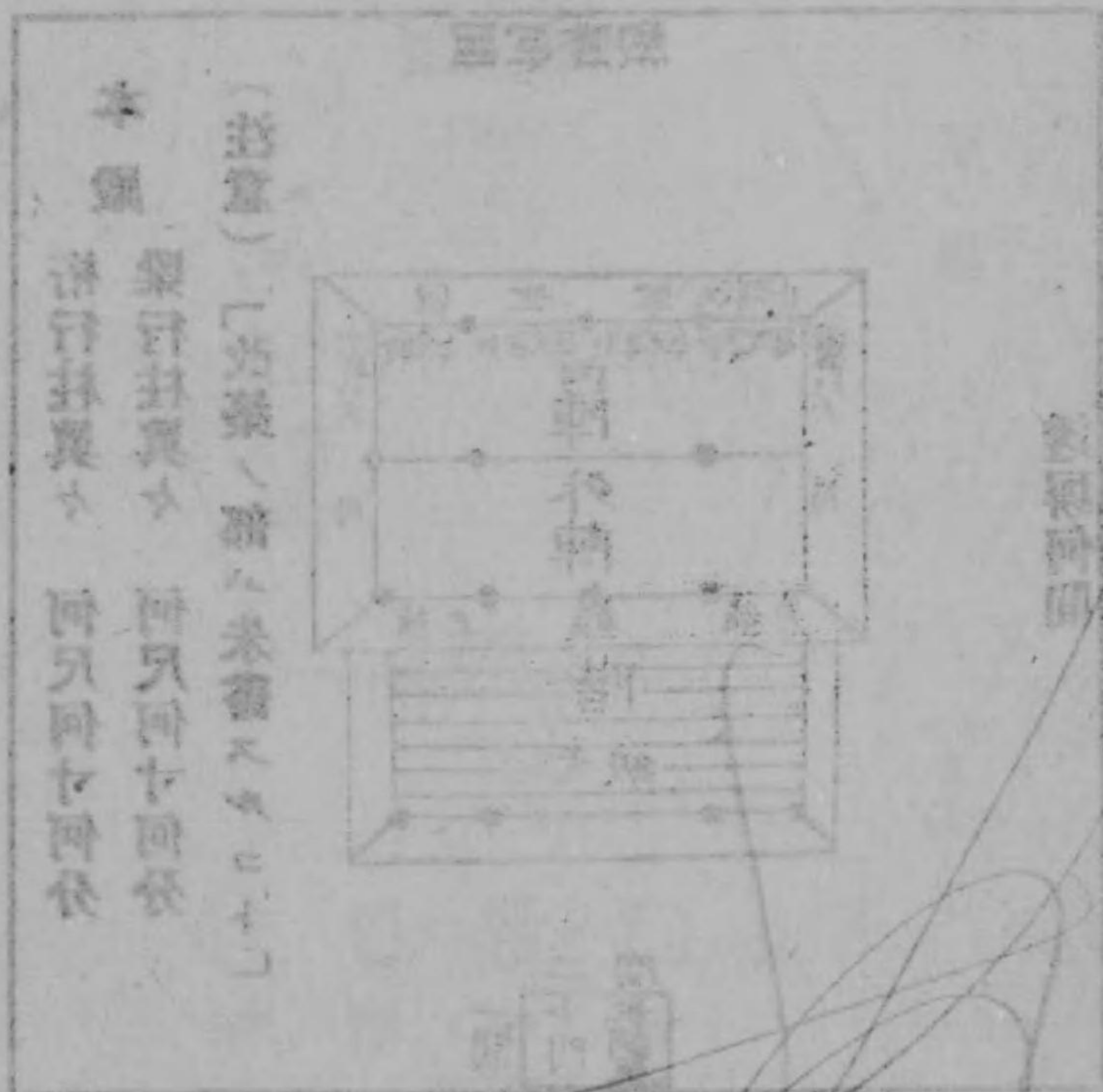


境内平面圖



本 領 平 面 圖

(縮尺四十分之一)



[Handwritten signature]

第三十八號

社殿改築竣工届

愛知縣何郡何(町)村大字何々字何々何番地
 縣(鄉)(村)(無格)社 何々々 神社

一 改築建物

名稱	構造	建坪	豫算額	決算額	差引増減	備考

二 改築許可年月日番號

大正何年何月何日附社第何號許可

三 竣工年月日

大正何年何月何日

右 御 届 候 也

大正 年 月

日

七〇

社(司)(掌) 氏
氏子(崇敬者)總代

氏 氏 氏

名 名 名 名
印 印 印 印

知 事 宛

第三十九號

臨時祭執行届

(大正二年四月二十一日内務省訓令第九號第四條
大正六年三月二十二日縣令第二十七號第四條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(鄉)(村)(無格)社 何 々 々 神 社

一 臨時祭ノ名稱

何 々 々

二 執行月日

何月何日

三 臨時執行ヲ要スル事由

何 々 々

右 御 届 候 也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏
氏子(崇敬者)總代

氏 氏 氏

名 名 名 名
印 印 印 印

郡 市 長 宛

(注意)

一 縣社ハ愛事ニ届出ツルコト

二 所轄警察署ニモ同様届出ノコト

第四十號

正(假)遷宮願

愛知縣何郡何(町)村大字何々字何々何番地
縣(鄉)(村)(無格)社 何 々 々 神 社

七一

一 執行日時

何月何日午後何時

二 遷宮場所 (假遷宮ニ限リ記載スルコト)

何々

三 正(假)遷ヲ要スル事由

何々

右御認可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌)

氏子(崇敬者)總代

氏

氏

氏

氏

名 印

名 印

名 印

名 印

名 印

郡市長宛

(注意)

一 縣社ハ知事ニ出願スルコト

第四十一號

神職代勤願

(大正六年三月二十六日
縣令第二十七號第五條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地

縣(郷)(村)(無格)社

何々

神 社

一 奉仕神職名

氏名

二 代勤者ノ職氏名

何々神社 社掌 氏名

三 代勤ヲ要スル事由

何々

右御認可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌)

氏子(崇敬者)總代

氏

氏

氏

名 印

名 印

名 印

郡市長宛

(注意)

一 縣社ハ知事ニ出願スルコト

第四十二號

氏子(崇敬者)總代増員願

(大正六年三月二十二日 縣令第二十七號第十五條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地

縣(鄉)(村)(無格)社 何々々 神社

一 氏子(崇敬者)總代員數

何名

二 増員ヲ要スル事由

何々々……………

右御認可相成度候也

大正 年 月 日

社(司)(掌) 氏子(崇敬者)總代

氏 名 印

七四

名 印

郡市長宛

(注意)

一 縣社ハ知事ニ出願スルコト

第四十三號

例祭日變更願

(大正六年三月二十二日 縣令第二十七號第十二條)

愛知縣何郡何(町)村大字何々字何々何番地

縣(鄉)(村)(無格)社 何々々 神社

現在例祭日

變更例祭日

七五

一 變更ヲ要スル事由

何々……………

右御認可相成度此段奉願候也

大正 年 月 日

社(司)(掌)

氏子(崇敬者)總代

氏 氏 氏 氏 氏
名 名 名 名 名
印 印 印 印 印

第四十三號

知事宛

第四十四號

總代人異動届

(大正六年三月二十二日 縣令第二十七號第十八條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(郷)(村)(無格)社 何々 神社

神社

退任者	新任者
退任年月日	當選年月日
退任事由	住所
氏名	氏名
	名
	生年

右御届候也

大正 年 月

社(司)(掌)

氏子(崇敬者)總代

氏 氏 氏
名 名 名
印 印 印

市町村長宛

七八

第四十五號

神職死亡届

(大正六年三月廿二日 縣令第二十七號第廿二條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(鄉)(村)(無格)社 何々神社

社(司)(掌)

氏

名

一 死亡年月日

大正何年何月何日

右御届候也

大正 年 月 日

氏子(崇敬者)總代

氏氏氏

名名名

印印印

知事宛

(注意)

一 本届ハ本務神社ヨリ差出スコト

第四十六號

社(司)掌増俸届

(明治四十五年五月二十二日 縣令第六十五號第八條)

愛知縣何郡何町(村)大字何々字何々何番地
縣(鄉)(村)(無格)社 何々神社

現俸給額

増俸額

増俸年月日

社(司)掌

氏名

右御届候也

大正 年 月 日

氏子(崇敬者)總代

七九

關
係
法
令

知
事
宛

氏氏氏

名名名
印印印

八〇

◎官國幣社以下神社ニ關スル總則

(大正二年四月二十一日)
內務省令第六號

官國幣社以下神社ノ祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移轉、廢合、參拜、拜觀、寄附金、講社、神札等ニ關スル件左ノ通定ム

第一章 祭神、神社名、社格、明細帳

第一條 祭神ノ決定、變更又ハ訂正ヲ請ハムトスルトキハ官國幣社ニ在リテハ地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ、府縣社以下ノ神社ニ在リテハ地方長官ニ具申スヘシ

第二條 別格官國幣社靖國神社ノ祭神ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ緣故アル地方ノ招魂社ニ合祀スルコトヲ得

第三條 祭神ノ靈代ハ公衆ニ拜觀セシムルコトヲ得ス

當該神職ハ特別ノ事由アルトキニ限り官國幣社ニ在リテハ內務大臣、府縣社以下ノ神社ニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受ケ之ヲ拜觀スルニトヲ得

第四條 神社名ノ變更ヲ請ハムトスルハ官國幣社ニ在リテハ地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ、府縣社以下ノ神社ニ在リテハ地方長官ニ具申スヘシ

前項ニ依ル地方長官ノ處分ニシテ神社名ヲ宮名ニ改稱若ハ復稱シ又ハ延

喜式内社、國史所載社其ノ他特別由緒アル神社ノ神社名ヲ變更セムトスルモノナルトキハ内務大臣ニ稟請スヘシ

第五條 招魂社ハ其ノ社名中ニ招魂社ナル文字ヲ用フヘキモノトス

第六條 社格ノ變更又ハ訂正ハ由緒其ノ他特別ノ事由アルニ非サレハ詮議セサルモノトス

社格ノ變更又ハ訂正ノ詮議ヲ請ハムトルトキハ地方長官ハ之ヲ内務大臣ニ具申スルコトヲ得

第七條 神社、建物アル遙拜所及官修墳墓ニ付テハ地方長官ハ別記様式ニ依リ其ノ明細帳二通ヲ調製シ一通ヲ内務大臣ニ進達スヘシ

第八條 神社、建物アル遙拜所ノ管理者及官修墳墓ノ監守者ハ明細帳ノ様式ニ準シ調製セル明細書ヲ備付クヘシ

第九條 明細帳ニ脱漏ノ神社ハ其ノ編入ヲ地方長官ニ具申スルヲ得編入ノ許可ヲ受ケタル片ハ神社ニ於テ明細書ヲ調製シ地方長官ニ提出スヘシ

第十條 神社ハ明細帳ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキ又ハ其ノ訂正ヲ要スト認ムルトキハ之ヲ地方長官ニ申出ツヘシ

第十一條 北海道ヲ除クノ外祭神ノ決定、變更、訂正又ハ明細帳脱漏神社

ノ編入ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ニ於テ内務大臣ニ稟請スヘシ但シ明細帳脱漏神社ノ編入ニシテ編入ト同時ニ之ヲ他ノ神社ニ合併セントスルモノナルトキハ官國幣社延喜式内社、國史所載社、特別由緒アル神社ニ係ルモノヲ除クノ外稟請ヲ要セス

第二章 境内

第十二條 新境内地ヲ設定シ又ハ從來ノ境内地ヲ擴張セムトスルトキハ左ノ制限ニ超過スルコトヲ得ス但シ特別ノ緣故、土地ノ狀況等ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

官國幣社 五千坪 府縣社 千五百坪

郷社 千坪 村社 七百坪

招魂社 千五百坪 其ノ他ノ神社 五百坪

第十三條 神社ニ於テ其ノ境内地ノ設定、増減又ハ模様替ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

地方長官ニ於テ之ヲ許可セムトスルトキハ官國幣社境内地ノ模様替ニ付テハ内務大臣ニ稟請スヘシ

第十四條 境内地ニシテ古墳若ハ其ノ傳説又ハ特別ノ由緒アル地域ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ發掘スルコトヲ得ス地方長官ニ於テ

之ヲ許可セムトスルハ官國幣社境内地ニ付テハ内務大臣ニ稟請スヘシ
第十五條 神社ハ地方長官ノ指揮ヲ受ケ境内ニ管轄地方廳名ノ制札ヲ建設
スルコトヲ得

制札ニ記載スヘキ禁止事項ノ概目左ノ如シ

一 車馬ヲ乘入ルコト 一 魚鳥ヲ捕ルコト 一 竹木ヲ伐ルコト

第十六條 境内地ノ木竹ニシテ由緒アルモノ及風致ニ必要ナルモノハ之ヲ
伐採スルコトヲ得ス

第十七條 境内地ノ枯損木竹又ハ障碍木竹ハ採取セムトスルトキハ官國幣

社並縣社ニ在リテハ地方長官、其ノ他ノ神社ニ在リテハ北海道廳支廳長
(札幌區、函館區、小樽區、旭川區ニ在リテハ區長) 島司、郡市長(那

覇區、首里區ニ在リテハ區長)ノ許可ヲ受クヘシ

第十八條 官國幣社ノ本殿及其ノ周圍ノ垣、幣殿、拜殿、鳥居、神饌所、
社務所又ハ府縣社以下ノ神社ノ本殿、幣殿、拜殿、鳥居ノ造修用材ニ必
要ナルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ケ境内地ノ木竹ヲ伐採スルコトヲ得但
シ神社ノ合併又ハ移轉ノ場合ヲ除クノ外樹木ニ付テハ左ノ制限ヲ超過ス
ルコトヲ得ス

一目通五尺以上、一丈未満ノ樹木ノ一割

一目通一尺以上、五尺未満ノ樹木ノ二割

前項ニ該當セサル建造物ト雖古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物ニ指定
セラレ又ハ同法ニ依リ修理費ノ補助ヲ受ケタル建造物及特別ノ由緒ヲ有
スル建造物ノ造修用材ニ對シテハ前項ヲ適用ス

第十九條 前條ノ建造物ニシテ災害復舊等ノ爲メ己ムヲ得サル事由アルト

キハ前條ノ制限ニ拘ラス地方長官ノ許可ヲ受ケ之ヲ伐採スルコトヲ得

第二十條 民有借地境内地ノ木竹ニシテ地主ノ所有タル確證アルモノハ地
主ヨリ神社ニ要求シ神社ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキニ限り之
ヲ伐採スルコトヲ得

第二十一條 境内地ノ林藪經濟上必要ナル間伐ヲ爲サムトスルトキハ地方
長官ノ許可ヲ受クヘシ

第二十二條 境内地ノ林藪ニシテ五町步以上ニ渉ルモノニ付テハ特ニ保護
並施業ノ方法ヲ設ケ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ但シ五町步以下ノモノト
雖地方長官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ本條ノ規定ニ依ラシムルコト
ヲ得

第二十三條 監督官廳ニ於テ境内地ノ林藪經營ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ方法ヲ指定スルコトヲ得

第二十四條 境内地ニ於テハ土石、切之ノ採取又ハ樹根ノ採掘ヲ爲スコトヲ得ス但シ官國幣社並府縣社ニ在リテハ地方長官、其ノ其ノ神社ニ在リテハ北海道廳支廳長（札幌區、函館區、小樽區、旭川區ニ在リテハ區長）島司、郡市長、（那覇區、首里區ニ在リテハ區長）ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 境内地ニ接續スル土地ニ火入ヲ爲サムトスル者ハ境内ニ對スル防火ノ設備ヲ爲シ警察官署ノ許可ヲ受クヘシ
警察官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消シ又ハ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第二十六條 境内地ニハ國家ニ功勞アルモノ又ハ頌揚スヘキ事蹟アルモノニ非サレハ其ノ碑表又ハ形像ヲ建設スルコトヲ得ス
前項ノ碑表又ハ形像ハ建設ヲ竣ルト同時ニ無條件ニテ神社ノ所有ニ移スモノニ非サレハ神社ハ其ノ建設ヲ承認スルコトヲ得ス
前二項ノ規定ハ碑表又ハ形像建設取締ニ關スル他ノ規程ノ適用テ妨ケス

第二十七條 境内地ハ左記各號ノ一ニ該當スルモノヲ除クノ外其ノ神社以外ノ者ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ得ス

- 一 一時限リノ使用
 - 一 參拜者休息所等其ノ使用一年以内ニ止マルモノ
 - 一 公益ノ爲ニスル使用ニシテ境内地ノ目的ヲ損セサルモノ
- 前項ノ使用ヲ爲サムトスル者ハ神社ノ承認ヲ得地方長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ一時限リ使用ハ地方長官ノ許可ヲ受クルヲ要セス

第二十八條 地方長官ハ左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ境内地ノ使用ヲ禁止シ若ハ停止シ又ハ建設物ノ改造撤却其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

- 一 制規ノ手續ヲ經サルトキ
- 一 期限ヲ經過シタルトキ
- 一 神社ノ爲メ必要アリト認メタルトキ
- 一 公益上必要アリト認メタルトキ
- 一 法令若ハ許可ノ條件ニ違背シタルトキ

第二十九條 境内地ニ近接シ風致上必要ナル社有林ニ付テハ地方長官ニ於

テ其ノ區域ヲ指定シ境内地ニ關スル規定ヲ準用スルコトヲ得
第三十條 本章ノ規定ハ建物アル遙拜所ニ之ヲ準用ス

第三章 創立、移轉、廢合

第三十一條 祭神ノ事績顯著ニシテ土地ノ情況又ハ緣故等特別ノ事由アルニ非サレハ神社ヲ創立スルコトヲ得ス

第三十二條 神社ヲ創立セムトスルトキハ氏子又ハ崇敬者トナルヘキ者五十人以上ノ連署ヲ以テ創立ノ事由ヲ具シ左記事項ニ關スル調書ヲ添ヘ地方長官ヲ經由シ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

一 祭神及神社名

二 由緒

三 社殿

四 鎮座地及境内地

五 建設費及其ノ處辨方法

六 維持方法

第三十三條 神社創立ノ許可ヲ受ケタル者其ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ二年以内ニ社殿ヲ建設セサルトキハ許可ハ其効力ヲ失フ但シ特別ノ事由アル

トキハ地方長官ノ許可ヲ受ケ年限ヲ延長スルコトヲ得

建設ヲ竣リタルトキハ神社ニ於テ明細書ヲ調製シ地方長官ニ提出スヘシ

第三十四條 前三條ノ規定ハ神社ノ再興復舊及建物アル遙拜所ノ建設竝私祭神祠ヲ神社ト爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第三十五條 官國弊社ニ於テ其ノ攝末社ノ指定又ハ廢止ヲ請ハムトスルトキハ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ具申スヘシ

第三十六條 神社ヲ移轉セムトスルキハ其ノ移轉先ノ社地及建物ノ圖面ヲ添ヘ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ其ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ二年以内ニ

移轉ヲ了ラサルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ失フ但シ特別ノ事由アルトキハ

地方長官ノ許可ヲ受ケ年限ヲ延長スルコトヲ得

移轉ヲ了リタルトキハ神社ニ於テ明細書ヲ調製シ地方長官ニ提出スヘシ

第三十七條 神社及建物アル遙拜所ヲ廢止シ又ハ合併セムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ廢止又ハ合併ヲ了リタルトキハ地方長官ニ届出

第三十八條 道府縣ニ涉リ神社ヲ移轉シ又ハ合併セムトスルトキハ關係地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第三十九條 地方長官ニ於テ前三條ノ許可ヲ爲サムトスルトキハ官國幣社
延喜式内社、國史所載社、特別由緒アル神社ニ付テハ内務大臣ニ稟請ス
ヘシ

第四十條 社殿亡失シタル後五年以内ニ再建セアル神社ハ廢止シタルモノ
ト看做ス但シ特別ノ事由アルトキハ地方長官ハ年限ヲ延長スルコトヲ得

第四章 參拜、拜觀、寄附金、講社、神札

第四十一條 神社ハ何等ノ名義ニ拘ラス參拜ノ爲メ料金ヲ徵收スルコトヲ
得ス

第四十二條 神社ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ建造物、寶物等ヲ
拜觀モシムル爲メ料金ヲ徵收スルコトヲ得ス

第四十三條 神社又ハ神社ノ爲メニスル者ニ於テ寄附金ノ募集ヲ爲サムト
スルトキハ其ノ目的、方法、金額、區域、期間及募集員ノ身元ヲ具シ神
社所在地地方長官ノ許可ヲ受ケタル上更ニ募集地地方長官（東京府ニ在
リテハ警視總監）ノ許可ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同
シ神社ノ爲メニ寄附金募集ヲ爲サムトスル者ハ豫メ神社ノ承認ヲ受クル
コトヲ要ス

寄附金ノ募集ニ關シ神社ノ尊嚴ヲ瀆シ其ノ他不都合ノ行爲アリト認ムル
トキハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ヲ含ムハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ必要ナル措置
ヲ命スルコトヲ得

第四十四條 神社ニ於テ其ノ附屬ノ講社其ノ他ノ團體ヲ組織セムトスルト
キハ其ノ目的、方法等ヲ記載シタル規約書ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受ク
ヘシ

第四十五條 神社ニ於テ土地ノ情況其ノ他ノ必要ニ依リ神札授與ノ爲メ出
張所ヲ設ケムトスル場合ニハ出張所所在地地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第五章 罰則

第四十六條 第二十五條第一項ノ許可ヲ受ケス又ハ同條第二項ニ依ル命令
ニ違背シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第四十七條 神社ノ爲メニスル者ニ於テ第四十三條第一項ノ許可ヲ受ケス
又ハ同條第三項ニ依ル命令ニ違背シタルトキハ五十圓以下ノ罰金又ハ科
料ニ處ス

附則

第四十八條 本令施行前調製シタル明細帳ハ第七條ニ依リ調製シタルモノ

ト看做ス
(別記)
第一號様式

官國弊社明細帳(美濃野紙)

道 府 郡 町 大字 字 鎮座
縣 市 區 村

- 一 祭神 (神名) (座數) (社格) (神社名)
- 一 配祀 (神名)
- 一 由緒 (神名)
- 一 例祭 (月日)
- 一本殿 (建坪)
- 一 造營ノ沿革 (坪數)
- 一 境内 (坪數)
- 一 境内 (戸數)
- 一 境内 (神社名)
- 一 境内 (神社名)
- 祭神 (神名)

備考

- 一 境内招魂社 (招魂社名) 社由殿緒 (種類) (造營ノ沿革)
- 一 境内遙拜所 (遙拜所名) 社由殿緒 (種類) (神名)
- 一 境内遙拜所 (遙拜所名) 建由緒 (種類)
- 一 (社格)(神社名)(神名)等括弧ノ箇所ニハ各々其ノ該當ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 祭神二柱以上ナルトキバ之ヲ竝記スヘシ
- 一 特別由緒アル祭典ハ其ノ名稱及月日ヲ「例祭」ノ次項ヘ附記スヘシ
- 一 弊殿、拜殿、神饌所、社務所、神庫其ノ他特ニ重要ナル建物ハ「本

「殿」ノ例ニ倣ヒテ記載スヘシ但シ「造營ノ沿革」ハ創建、改築再築等
 特ニ著シキ事項ニ限リ記載スヘシ
 一本殿、弊殿、拜殿、神饌所、社務所、神庫其ノ他特ニ重要ナル建物
 ノ立圖、平圖及境内地並其ノ附近ノ平面圖ヲ添付スヘシ
 一境内神社、境内招魂社及境内遙拜所ニ付記載スヘキ事項中「種類」ト
 アル箇所ニハ本殿、拜殿等建物ノ名稱ヲ記載スヘシ但シ境内神社ノ
 「造營ノ沿革」ノ記載方ハ第四項ノ例ニ依ル
 一境外ニ在ル奥宮若ハ攝末社ハ本社ニ準シ明細帳ヲ調製シ本社明細帳
 ニ添付スヘシ

(別記)
 第二號様式

府縣社以下神社明細帳(美濃野紙)

道 府 縣
 郡 市 區 町 村
 大字 字
 番地鎮座
 一 祭 神 (神名)
 (社 格) (神社名)

配 祀 (神名)

由 緒
 社 殿
 氏 子
 境 内
 境 内 神 社
 (種類)
 (坪數)
 (戸數)
 (神社名)

祭 神 (神名)

由 緒
 社 殿
 (種類)

一 境内招魂社
 (招魂社名)

祭 神 (神名)
 由 緒
 社 殿 (種類)

一 境内遙拜所
 (遙拜所名)

由 緒
 建 物 (種類)

備考

- (別記)
 第一號様式
- 一 (社格)(神社名)(神名)等括弧ノ箇所ニハ各々其ノ該當ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 「社殿」ノ下「種類」トアル箇所ニハ本殿、幣殿、拜殿又ハ社務所等建物ノ名稱ヲ記載スヘシ
- 一 氏子ナキ神社ニ在リテハ氏子ニ準スヘキ崇敬者戸數ヲ記載スヘシ
- 一 明細帳ハ郡市區ニ別テ編製シ目錄ヲ附スヘシ

招魂社明細帳(美濃野紙)

道 府 郡 町 大字 字 番地 鎮座
 縣 國 市 區 村

(官私祭招魂社名)

由緒殿内
 社境内
 祭神

(種類)
 (坪數)

備考

(別記)
 第四號様式

神名	舊藩名又ハ族籍身分	合祀年月日 官私祭區別	戦死事故

遙拜所明細帳(美濃野紙)

道 府 郡 町 大字 字 番地
 縣 國 市 區 村

(遙拜所名)

由緒
 建物
 境内

(種類)
 (坪數)

(別記)
 第五號様式

官修墳墓明細帳(美濃野紙)

道府國郡市區村大字 字 番地
縣 府國市區村大字 字 番地

官修墳墓

一設置ノ沿革
一域内 (坪數)

姓 名	舊 藩 名	創 立 年 月 日	戰 死 事 故

◎大正二年內務省令第六號官國幣社以下神社ノ祭神、神社名、社格
明細帳、境内、創立、移轉、廢合、參拜、拜觀、寄附金、講社、
神札等ニ關スル件(大正六年三月二十二日)(同年四月一日)
縣令第二十六號(ヨリ施行)
第一章 祭神、神社名、社格、明細帳

第一條

本則ニ於テ省令ト稱スルハ大正二年內務省令第六號ヲ謂フ

第二條

省令第一條又ハ第四條ニ依ル具申ニハ其ノ事由ヲ詳記シ之ニ關スル証左ヲ添付スヘシ

第三條

省令第二條ニ依ル願書ニハ出願ノ理由ヲ詳記スルノ外左記事項ヲ記載スヘシ

一、祭神名

二、靖國神社ニ合祀セラレタル年月日

第四條

社格ノ變更又ハ訂正ノ詮議ヲ請ハントスルトキハ出願ノ理由ヲ詳記スルノ外左記事項ニ關スル調書ヲ添付スヘシ

一、由緒及之ニ關聯スル證憑物件

二、建物坪數及境内地ノ面積ヲ明示セル平面圖、見取圖及各主要建物ノ寫眞

三、町村別氏子數及氏子同様ノ義務ヲ負擔スル崇敬者數

四、境外土地、建物、有價證券、現金等ヲ別記シ年收益ヲ附記シタル財產調書

五、三ヶ年平均ノ收支決算書及當該年度ニ於ケル收由豫算書

六、其他參考トナルヘキ事項

第五條 省令第九條ニ依ル具申ニハ其ノ事由ヲ詳記スルノ外左記事項ニ關スル調書ヲ添付スヘシ

一、府縣社以下神社明細帳様式ニ準シテ調製シタル調書

二、明治五年以前ノ創立ニシテ其ノ後引繼キ祭祀ヲ施行シ來リタルコトヲ證スベキ證左

三、維持ノ方法

明細帳脱漏神社ニシテ編入ト同時ニ他ノ神社ニ合祀セントスルトキハ第三號ノ書類ハ添付スルヲ要セス

第六條 省令第十條ニ依リ明細帳ノ訂正ヲ求ムル場合ハ左記各號ニ依ルヘシ

一、由緒ノ變更又ハ訂正ニ在リテハ其ノ事由ヲ詳記シ之ニ關スル證憑書類ヲ添付シ願出ツルコト

二、氏子崇敬者ノ變更又ハ訂正及社殿、境内ノ訂正ニ在リテハ其ノ事由ヲ詳記シ届出ツルコト

第二章 境内

第七條 省令第十三條ニ依ル願書ニハ其ノ事由ヲ詳記スルノ外左記事項ニ關スル調書ヲ添付スヘシ

一、設定又ハ増減ノ部分ニ關スル求積圖及境内平面圖

二、設定又ハ増減セントスル土地ノ地籍、地番、地種目及面積

三、經費支辨ノ方法
境内地ノ模様替其ノ他工事ヲ要スルモノニ付テハ前各號ノ外工事設計書ヲ添付スヘシ

第八條 省令第十四條ニ依ル願書ニハ其ノ事由ヲ詳記スルノ外左記事項ニ關スル調書ヲ添付スヘシ

一、建物ノ所在並ニ發掘セントスル地域ヲ詳記シタル境内平面圖

二、傳説又ハ特別ノ由緒

三、發掘ノ方法及期間

第九條 省令第十五條ニ依リ制札ヲ建設セントスル時ハ左ノ事項ヲ記載シ願出ツヘシ

- 一、建設ノ場所
- 二、制札ノ様式寸法

三、記載スヘキ禁止事項

前項第三號記載事項ニシテ省令第十五條第二項ノ事項ヲ増減セントスルトキハ其ノ理由ヲ附記スヘシ

第十條 省令第十七條ニ依ル願書ニハ採取セントスル木竹ノ種類、長、目通寸尺、本數見積價格及其他ノ處分方法ヲ記載スヘシ

第十一條 省令第十八條及第十九條ニ依ル願書ニハ其ノ事由ヲ詳記スルノ外左記事項ニ關スル調書ヲ添付スヘシ

- 一、造修建物ノ種類、工事設計書、仕様書並ニ圖面
- 二、伐採木竹ノ種類、長、目通寸尺、本數、見積價格
- 三、伐採木竹ノ所在並ニ社殿ノ位置ヲ表示シタル圖面
- 四、現在立木目通一尺以上五尺未滿及五尺以上一丈未滿ノ各本數

第十二條 省令第二十條ニ依ル願書ニハ前條第二號乃至第四號ノ事項ニ關スル調書ヲ添付スルニ付地主ノ要求書ヲ添付スヘシ

第十三條 省令第二十一條ニ依ル願書ニハ第十一條ノ第二號乃至第四號ノ事項ニ關スル調書ヲ添付スルノ外左記事項ヲ附記スヘシ

- 一、林藪地面積及間伐面積
- 二、一反步當リ立木竹數
- 三、間伐木竹ノ處分方法

第十四條 省令第二十四條ニ依ル願書ニハ其ノ事由ヲ詳記スルノ外左記事項ニ關スル調書ヲ添付スヘシ

- 一、數量(土ハ立坪、切芝ハ面積、樹根ハ員數)及見積價格
- 二、採取又ハ採掘セントスル土石、切芝又ハ樹根ノ所在並ニ社殿ノ位置ヲ表示セル圖面
- 三、採取又ハ採掘ノ期間
- 四、採取又ハ採掘物件ノ處分方法

第十五條 省令第二十五條ニ依ル願書ニハ左記事項ニ關スル調書ヲ添付スヘシ

- 一、火入ノ日時
- 二、火入地ノ地種目、面積及其ノ神社境内トノ關係ヲ表示セル圖面
- 三、防火設備ノ概要

第十六條 省令第二十六條ニヨリ神社境内地ニ碑表ヲ建設セントスルトキハ其ノ事由ヲ詳記スルノ外左記事項ニ關スル調書ヲ添付シ知事ノ承認ヲ

受クヘシ

- 一、建設ノ位置ヲ表示セル境内全圖
- 二、建設設計書、仕様書並ニ圖面
- 三、工事費豫算並ニ其ノ支辨方法
- 四、碑面ニ記載スヘキ文字
- 五、維持ノ方法
- 六、神社ノ承認書

一〇四

第十七條

省令第二十七條第二項ニ依ル願書ニハ其ノ事由ヲ詳記スルノ外

左記事項ニ關スル調書ヲ添付スヘシ

- 一、使用ノ位置ヲ表示セル境内全圖
- 二、工作物ヲ建設セントスルモノニアリテハ其ノ設計書、仕様書並ニ圖面
- 三、期間及使用料
- 四、神社ノ承認書

境内地使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ遲滯ナク其ノ旨神社ニ届出ツヘシ

第三章 創立、移轉、廢合

第十八條

省令第三十二條ニ依ル調書中第三號ニ關シテ其ノ設計書、仕様書並ニ圖面ヲ添付シ第四號ニ關シテハ其ノ所在地、地番、地種目、及實

測面積ヲ詳記セル圖面ヲ添付スヘシ

第十九條

私邸内自祭ノ神祠ハ知事ノ許可ヲ受クルニアラサレハ公衆ノ參拜ヲ爲サシムルコトヲ得ス違フモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十條

省令第三十六條第一項ニヨル願書ニハ其ノ事由ヲ詳記スルノ外左記事項ニ關スル調書ヲ添付スヘシ

- 一、移轉先境内ノ所在地、地番、地種目、實測面積及平面圖
- 二、社殿及附屬建物ノ設計書、仕様書並ニ圖面
- 三、氏子崇敬者名簿
- 四、維持方法
- 五、移轉費並ニ其ノ支辨方法

前項第二條乃至第四號ノ事項ニシテ異動ナキ者ハ之ヲ添付スルヲ要セス

第二十一條

省令第三十七條ニ依ル廢止ノ願書ニハ其ノ事由ヲ詳記スルノ外御靈代、氏子崇敬者ノ處置、社殿其ノ他財産處分ニ關スル協定書ヲ添

一〇五

付スヘシ

全條ニ依ル合併ノ願書ニハ其ノ事由ヲ詳記スルノ外左記事項ニ關スル調書ヲ添付スヘシ

一、合併後ノ神社明細書

二、被合併神社ノ財産、境内跡地、立木等ノ處分方法

三、合併ニ關スル經費豫算並ニ其ノ支辨方法

第四章 拜觀、寄附金、講社、神札

第二十二條 省令第四十二條ニ依ル願書ニハ左記事項ニ關スル調書ヲ添付スヘシ

一、拜觀料徴收ノ目的

二、拜觀ニ供スル建造物圖面又ハ寶物ノ品目

三、拜觀ニ供スル場所ノ設備並ニ拜觀者取締方法

四、拜觀料及其ノ徴收方法

五、拜觀期間並ニ開閉時刻

第二十三條 省令第四十三條ニ依ル願書ニハ全條記載事項ヲ詳記スルノ外左記事項ニ關スル調書ヲ添付スヘシ

- 一、寄附金ノ保管及支出ノ方法
- 二、募集ノ目的、工事ニ依ルモノニアリテハ其ノ設計書、仕様書並ニ圖面

神社ノ爲メニ寄附金募集ヲ爲サントスル者ニシテ知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ旨神社ニ届出ツヘシ

第二十四條 寄附金募集ニ従事スルモノハ別記様式ニヨリ證票ヲ調製シ所轄警察官署ノ認印ヲ受ケ携帯スヘシ

前項ノ證票ハ寄附金ノ募集ヲ終リタル時又ハ許可ノ取消サレタル時ハ遲滯ナク所轄警察官署ニ差出シ消印ヲ受クヘシ

警察官吏ニ於テ證票ノ呈示ヲ命シタル時ハ募集人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十五條 寄附金募集ノ許可ヲ受ケタルモノハ寄附金ニ關スル帳簿ヲ作成シ其ノ收入支出ヲ明記スヘシ

前項ノ帳簿ハ寄附金募集期間滿了後五ク年間保存スヘシ

第二十六條 省令第四十四條ニ依ル願書ニハ全條記載事項ヲ詳記スルノ外左記事項ヲ記載スヘシ

- 一、名稱

二、所在地
 三、管理及維持ノ方法
 四、役員ヲ置キタルトキハ其ノ住所氏名及其ノ履歴
 第二十七條 省令第四十五條ニ依ル願書ニハ其ノ事由ヲ詳記スルノ外左記事項ヲ記載スヘシ

- 一、出張所ノ位置
 - 二、授與ノ方法及授與料
 - 三、授與擔當者ノ住所氏名及其ノ履歴
- 縣内ノ神社ニシテ神社札授與ノ爲メ他府縣ニ出張所ヲ設ケタルトキハ遲滞ナク其ノ旨知事ニ届出ツヘシ

附 則

第二十七條 本令ニ依ル願届ハ官國幣社ヲ除ク外總テ所轄町村役場、區役所及郡役所ヲ經由スヘシ第四章ノ願届ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

證票樣式 (用紙厚紙)

五 寸

<p>募集期間 自大正 年 月 日 至大正 年 月 日</p> <p>何神社修繕又ハ何々</p> <p>寄附金募集之證</p> <p>縣郡(市)町(村)番地</p> <p>募集人 氏 名</p> <p>年 齡</p>	<p>三 裏</p> <p>縣郡(市)町(村)</p> <p>社 格 何神社 社務所</p> <p>寸 面</p>
--	---

◎大正二年四月内務省令第六號ニ關スル件 (大正二年四月二十日官報)

(内務省令第三百三十五號)

今般内務省令第六號ヲ以テ官國幣社以下神社ノ祭神等ニ關スル件公布相成候處別紙事項御了知相成度候

省令第六號ニ關スル注意事項

同省令第四條其ノ他ニ所謂國史所載社トハ六國史ニ見エタル神社ヲ謂ヒ又特別由緒アル神社トハ六國史所載社延喜式内社タラズト雖創立年代之ニ準スヘキ神社、勅祭社、準勅祭社、皇室ノ御崇敬アリシ神社（行幸、御幸、行啓、奉幣祈願、社殿造營、神封、神領、神寶等ノ寄進アリシ類）武門武將、國造、國司、藩主、領主ノ崇敬アリシ神社（奉幣祈願、社殿造營、社領等ノ寄進アリシ類）其ノ他之ニ準スヘキ由緒アル神社ノ義ト御了知相成度候

一 同省令第十二條ヲ以テ官國幣社以下神社境内制限坪數改正相成候處境内地ノ設定又ハ擴張ニシテ右區限坪數ヲ超過スル際ハ勿論其ノ以内ト雖府縣社ニ在リテハ境内總坪數千二百坪、郷社ニ在リテハ七百坪、村社ニ在リテハ五百坪、又招魂社ニ在リテハ現在ノ境内坪數ヲ超過スル場合ニハ許可前ニ於テ所轄稅務署ニ協議相成様致度

一 同省令第十四條ニ依リ官國幣社境内地ヲ除ク外神社境内地ノ古墳及其ノ傳説地ノ發掘ニ付テハ貴廳限リ處分相成コトト相成候處右ニ關シテハ明治三十四年五月内甲第一七號通牒ノ通其ノ境内地ノ官民有ニ拘ラス豫メ詳細ノ圖面ヲ添ヘ宮内省ヘ打合セ可相成ハ勿論ニシテ事情不得止場合

ヲ除ク外可成發掘セシメサル方針ヲ以テ御取扱相成度（東京府ニ在リテハ尙其ノ發掘前警視廳ニ打合セテ要ス）

一 碑表建設ニ付テハ同省令第二十六條第三項ニ依リ所轄警察署ノ許可ヲ要スヘキハ勿論ノ義ニ候ヘ共神社境内地タルノ故ヲ以テ從前ノ通貴廳ノ許可ヲ要スル義ニ有之且墓碑ニ紛ハシキモノ及同一紀念碑ヲ一町村内ニ簡所以上ノ神社境内ニ建設セシメサル等從來ノ振合ニ依リ御取扱相成度

一 神社境内地ハ祭典執行風致維持等ニ必要ナルノミナラス苟モ境内タル以上ハ之ニヨリ神社ノ尊嚴ヲ保チ社頭ノ神聖ヲ計ルヘキ義ニ有之之カ取締ニ付テハ既ニ周到嚴密ヲ期セラシムルコトト存候就テハ同省令第二十七條第三號ノ規定スルカ如ク假令公益ノ爲ニスルモノト雖水道等ヲ地下ニ埋設シ又ハ祭典竝風致上差支ナキ範圍ニ於テ電信電話其ノ他ノ施設ヲ地上ニ爲ス等神社境内ノ目的ヲ損セサルモノニ付許可差支無之儀ト御了知相成度又神社境内地ト官有地ニ係ル公園地トノ區分ニ付テハ曩ニ明治二十八年十一月二十六日日本省訓令第八三二號竝社甲第四一號通牒及明治二十九年一月十五日秘別第一五七號通牒ノ次第モ有之當時夫々區分相立居候義ト存候ヘ共尙現在ニ於テ往々公園内ニ神社ノ存スルモノアリ故ニ萬

一社殿ニ接近シテ種々ノ建造物ヲ設クル如キコト有之候テハ自然神社ノ體面ヲ損シ祭事執行ニ不便尠カラザルノミナラス防火上亦頗ル注意ヲ要スルコトト存候間此等ハ特ニ御配慮相成様致度就テハ今遽ニ公園ヨリ神社境內ヲ除却シ難キ事情有之候トモ將來神社ノ風致、祭典、防火上等ニ關シ不都合無之様御措置相成度

一 明治三十四年五月二十日本省訓令第三九〇號同三十五年八月十三日日本省訓令第十五號同三十九年六月十五日日本省訓令第四六七號及大正元年十一月十六日社第一二八號通牒中特別保護建造物又ハ國寶ヲ有スル神社ニ關スル事項ハ當分從前ノ通其ノ神社ニ適用アル義ト御了知相成度

〔參 照〕

- 明治二十八年十一月二十六日內務省訓令第八三二號 官有地ニ係ル公園中從來社寺佛堂境內内地タリシモノ其祭典法用ニ必要ナル區域ヲ限リ該境内地トナスヘキ見込ノ箇所取調稟議スヘキ件
- 同年十一月二十六日社甲第四一號 社寺局長通牒 同上社寺佛堂之境内地取調方ニ關スル件
- 明治二十九年一月十五日秘別第一五七號社寺局長通牒 公園設定後其地

内ニ建設セル社寺佛堂取調方ノ件

- 明治三十四年五月三日內甲第一七號警保局長、地理局長連署通牒 古墳又ハ古墳ト認ムヘキ箇所ヲ發掘セントスルトキ宮内省ヘ打合ニ關スル件
- 明治三十四年五月二十日內務省訓令第三九〇號 國寶又ハ特別保護建造物ヲ有スル社寺佛堂ノ廢合改稱稟議ノ件
- 明治三十五年八月十三日內務省訓令第十五號 特別保護建造物制札建設ニ關スル件
- 明治三十九年六月十五日內務省訓令第四六七號 神社境内地使用取締規則ニ依リ使用許可ヲ與ヘントスル場合ニ於テ內務大臣ノ認可ヲ稟請スヘキ事項
- 大正元年十一月 內務省令第一二八號社寺局長通牒 社寺境内地區域變更ニ關シ稟議ヲ要スヘキ事項

○神社設備ノ件（大正元年十一月十六日 社第三百十五號神社局長通牒）
（明治九年二月二十八日大政官指令ハ大正二年四月內務省令第六號ニヨリ廢止）
 神社ノ設備ハ歴史上ノ由緒ニ遵ヒ古來ノ制式ヲ尊ムヘク之カ保存ニ關シテハ既ニ明治八年九月太政官第百五十九號達ノ次第モ有之容易ニ變更スヘカ

ラサル義ニ候處若シ輒ク之ヲ更改セムトスルカ如キコト有之ニ於テハ後來古式ノ照鑑ヲ失フニ至ルヘク遺憾不尠尙創建改築ノ際社殿ノ形式ヲ定ムルニ方リ祭神ノ由緒ニ相應スルヤ否ヤヲ考慮セサルカ如キ又神殿拜殿以下神饌所樓門並ニ附屬建物ニ至ルマテ相互ノ形式將又其配置ノ上ニ調和宜シキヲ得サルカ如キハ最モ其ノ體ヲ得サル義ニ付官國幣社ニ在リテハ殊ニ十分御注意相成候致度様又府縣鄉村社ニ就テハ明治九年二月二十八日太政官指令ノ次第モ有之候ヘトモ右ハ單ニ境内ノ最上限度ヲ示スモノニ候ヘハ建物ノ形式坪數配置等ハ必シモ該圖表ニ準據スルニ及ハス各社ノ由緒地方ノ實況等ニ依リ施政宜シキニ適ヒ候様御指示相成度依命此段及通牒候也

◎神社境内外ニ植樹ノ件

(明治四十二年三月九日 兵第七百八十一號内務部長通牒)

神社境内外ノ樹木ハ一ニハ境内ノ風致ヲ添ヘ一ニハ神社ノ財産ト可相成候處多クハ在來ノモノヲ保存スルノミヲ以テ足レリトシ偶々枯損障碍等ノ爲メ之ヲ伐採スルモ其ノ補殖ヲ怠リ又祭典等ニ支障ナキ空地アルニ拘ハラス進テ植樹ヲ爲サントスルモノ殆ント之無キ状態ニ有之其ノ所有山林原野等ハ荒廢ニ委シテ顧ミサルヤニ相聞ユ甚タ憂フヘキ儀ト被存候ニ付テハ境内

支障ナキ適當ノ餘地ニハ相當樹木ヲ栽植シ又境外山林原野ニハ造林ノ計畫ヲ立テ以テ神社ノ尊嚴ヲ維持シ併セテ神社經營ノ資産ヲ造成スヘキ様御示達相成度依命此段取通牒候也

追テ植樹造林ノ設計ニ就テハ申請ニ依リ本縣技術員ヲ出張セシムル等相當ノ便宜ヲ與フル様可致候間此段申添候也

◎神社火災豫防ノ件通牒

(明治四十五年四月十九日 社第五三五號神社 警保局長連名通牒)

神社ニ於ケル失火取締方ノ義ニ關シテハ明治三十一年六月當省訓第五三〇號訓令ノ次第モ有之爾來該訓令ノ趣旨ニ基キ管理者タル神職ニ於テハ平素注意警戒ヲ怠ラス且火防ノ設備ヲ十分ナラシムル等貴官ニ於テモ相當御監督相成居候事トハ被存候得共近年官國幣社ニシテ類燒ノ災ニ罹リ社殿全部燒失シ古來由緒アル建物モ一朝ニシテ灰燼ニ歸シ再ヒ舊態ニ復シ能ハサルニ至レルモノハ三ニシテ止マラサル洵ニ遺憾トスル所ニ有之右ハ畢竟避クヘカラサル災禍トハ申ナカラ一ハ火防ノ施設ノ完備セサルカ爲メ全燒ヲ免レサルニ至リシモノモ可有之ト存候ニ付テハ此際社殿建物ノ大小情況ニ應シ神社經費ノ許ス限リ唧筒消火器等ヲ備付ケシムル等萬一ノ變ニ際會シ遣

憾ナカラシメ豫テ適當ノ方法ヲ講セシメ候様致度尙夜間宿直員ノ境内巡視等平素警衛方法ニ付テハ益々獎勵ヲ加ヘ防火等事變豫防ニ注意スルハ勿論神社附近ノ人家ニ對シテモ豫メ警告ヲ加ヘ置ク等夫々適當ノ措置ヲ講スル様御示達相成度依命此段及通牒候也

◎社寺佛堂出火ニ關スル件 (明治三十一年六月二十日) (縣訓令第四百九十七號)

近來神社寺院佛堂ヨリ出火シテ鳥有ニ歸セシメタルモノ不尠是畢竟管理上不行届ノ致ス所ニシテ不都合ニ候條平素特ニ注意警戒スヘキ様神社寺院佛堂ヘ示達スヘシ若シ如此出火ノ場合ニ於テハ法律上處分セラル、ト否トニ關セス其管理者タル神職住職等ノ責ニ任スヘキ者ナルニ依リ其事實ヲ審査シ詳細具狀スル儀ト心得ヘシ

◎社寺ニ於テ制札建設ノ件 (明治三十五年八月二十七日) (縣訓令第四十四號)

古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物ニ指定セラレタル建物ニ對シ保護上必要アリト認メタル場合ハ當該社寺ニ於テ左ノ禁止條項ニ準シ保護上必要ト認ムル條項ヲ例記シ其事由ヲ具シ制札建設ノ儀市ハ市役所郡ハ郡役所町村

役場ヲ經由知事ニ出願セシムヘシ

但制札建設ニ要スル費用ハ當該社寺ノ負擔トス

- 一、建物ヲ汚瀆又ハ毀損スルコト
- 一、喫煙ヲ爲スコト
- 一、猥リニ火ヲ用ユルコト
- 一、土足又ハ履物ノ儘上ルコト
- 一、建物ニ樂書スルコト
- 一、建物ニ廣告等ノ類ヲ貼付又ハ打付クルコト

◎形像取締規則 (明治三十三年五月十九日) (內務省令第十八號)

第一條 官有地及公衆ノ往來出入スル地ニ於テ永久保存ノ目的ヲ以テ人物其他ノ形像ヲ建設、移轉、改造又ハ除却セムトスル者ハ東京市京都市大阪市ニ在テハ內務大臣其他ノ地方ニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ墓地境内ニ於テ慣例ニ依リ禮拜ノ用ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラス前項ニ依リ內務大臣ノ許可ヲ申請スルニハ地方長官ヲ經由スヘシ

第二條 形像ノ建設、移轉、改造ノ許可申請書ニハ左ノ事項ヲ具シタル書

面ヲ添付スヘシ

- 一 形像ノ位置ヲ表示スル地圖
 - 二 形像ヲ設置スヘキ土地ノ種目
 - 三 地主又ハ其ノ土地若ハ形像ニ關スル權利ヲ有スル者アルトキハ其承諾ノ有無
 - 四 形像ノ物質、製作方法並其設計及圖面
 - 五 礎石其他ノ部分ニ文字ヲ表ハストキハ其文字
 - 六 歷史上顯著ナラサル人物ノ形像ニ係ルトキハ其ノ人ノ事蹟又寓意アルトキハ其寓意
 - 七 費用ヲ募集スルモノハ募集及支出ノ方法
 - 八 形像ノ管理及維持方法
- 形像ノ除却ノ許可申請書ニハ其形像ノ來歴及除却ヲ要スル理由ヲ具シタル書面ヲ添付スヘシ
- 第三條** 内務大臣ニ於テ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ風俗ノ取締ヲ爲スカタメ必要ト認ムルトキハ既ニ建設シタル形像ノ移轉、改造又ハ除却ヲ命スルコトアルヘシ

許可ヲ得シテ建設、移轉、改造又ハ除却シタル形像ハ地方長官ニ於テ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

◎神社、寺院合併跡地ノ讓與ニ關スル件 (明治三十九年八月十日 勅令第二百二十號)

神社寺院佛堂ノ合併ニ因リ不用ニ歸シタル境内官有地ハ官有財産管理上必要ノモノヲ除クノ外内務大臣ニ於テ之ヲ其合併シタル神社寺院佛堂ニ讓與スルコトヲ得

◎古社寺保存法 (明治三十年六月五日 法律第四十九號)

- 第一條 古社寺ニシテ其ノ建造物及寶物類ヲ維持修理スルコト能ハサルモノハ保存金ノ下付ヲ内務大臣ニ出願スルコトヲ得
- 第二條 國費ヲ以テ補助保存スヘキ社寺ノ建造物及寶物類ハ歴史ノ證徴由緒ノ特殊又ハ製作ノ優秀ニ就キ古社寺保存會ニ諮詢シ内務大臣之レヲ定ム
- 第三條 前條ノ建造物及寶物類ノ修理ハ地方長官之ヲ指揮監督ス
- 第四條 社寺ノ建造物及寶物類ニシテ特ニ歴史ノ證徴又ハ美術ノ模範トナ

ルヘキモノハ古社寺保存會ニ諮詢シ内務大臣ニ於テ特別保護建造物又ハ國寶ノ資格アルモノト定ムルコトヲ得
内務大臣ニ於テ前項ノ資格ヲ付シタル物件ハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス
第五條 特別保護建造物及國寶ハ之ヲ處分シ又ハ差押フルコトヲ得ス但シ内務大臣ノ許可ヲ得テ國寶ヲ公開ノ展覽場ニ出陳スルハ此ノ限リニ在ラス

第六條 前條ノ物件ハ神職(官國幣社ニ在リテハ宮司、府縣郷社ニ在テハ若ハ住職之ヲ監守シ内務大臣ノ監督ニ屬スルモノトス但シ祭典法用ニ必要ナルモノハ此ノ限ニ在ラス)可ヲ經テ別ニ監守者ヲ置クコトヲ得
第七條 社寺ハ内務大臣ノ命ニ依リ官立又ハ公立ノ博物館ニ國寶ヲ出陳スルノ義務アルモノトス但シ祭典法用ニ必要ナルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ命ニ對シテハ訴願ヲ爲スコトヲ得
第八條 前條ニ依リ國寶ヲ出陳シタル社寺ニハ命令ニ定メタル標準ニ從ヒ國庫ヨリ補給金ヲ支給スルモノトス

第九條 神職住職其ノ他ノ監守者ニシテ内務大臣ノ命ニ違背シ國寶ヲ出陳セサルトキハ内務大臣ハ出陳ヲ強要スルコトヲ得

第十條 社寺ニ下付シタル保存金ハ地方長官之ヲ管理ス
保存金ハ豫算金ヲ以テ之ヲ下附ス但シ精算ノ上剩餘アル時ハ内務大臣ハ之ヲ還付セシムルコトヲ得

第十一條 社寺ニ下付シタル保存金ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス
第十二條 第十條及第十一條ノ保存金ハ其ノ利子ヲ包含スルモノトス

第十三條 監守者其ノ監守スル所ノ國寶ヲ竊取シ、毀損シ、隱匿シ若ハ他ノ物件ト交換シ又ハ第五條ノ規定ニ違背シタルトキハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス

第五條ノ物件ナルコトヲ知リテ之ヲ讓受ケ、借受ケ、擔保ニ取り、寄藏シ若ハ其ノ牙保ヲ爲シタル者ハ六月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第十四條 監守者怠慢ニ依リ國寶ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ五十圓以上五百圓以下ニ過料ニ處ス
過料ハ地方裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ科ス但シ其ノ命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

過料ハ檢事ノ命令ニ依リ之ヲ徵收ス其ノ徵收ニ付テハ民事訴訟法第六編

ノ規定ヲ準用ス但ニ此場合ニ於ケル檢事ノ命令ハ執行文ノ効力ヲ有ス
第十五條 第七條ニ依リ出陳シタル國寶ノ監守者故意怠慢ニ由リ國寶ヲ亡
失若ハ毀損シタルトキハ國庫ハ命令ニ定メタル評價ノ方法ニ從ヒ其ノ損
害ヲ賠償スルモノトス但シ其ノ評價額ニ關シテハ裁判所ニ出訴スルコト
ヲ得ス

第十六條 本法ニ定メタル保存金及補給金トシテ國庫ヨリ支出スヘキ金額
ハ一箇年拾五萬圓乃至貳拾萬圓トス

附則

第十七條 本令施行前社寺ニ下付シタル保存金ニ關シ内務大臣ハ第十條乃
至第十二條ヲ適用スルコトヲ得

第十八條 第四條ニ該當スル物件ハ社寺ニ屬セサルモノト雖所有者ノ請求
アルトキハ第七條第一項ニ掲ケタル博物館ニ出陳スルコトヲ許可シ之ニ
補給金ヲ支給スルコトヲ得

第十九條 名所舊蹟ニ關シテハ社寺ニ屬セサルモノト雖仍本法ヲ準用スル
コトヲ得

第二十條 本法施行上必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

◎古社寺保存法施行ニ關スル件 (明治三十年十二月十三日 勅令第四百四十六號)

第一條 古社寺保存法第七條ニ依リ國寶ヲ博物館ニ出陳セシメタルトキハ
當該博物館ニ國寶監守ヲ置ク

第二條 官立博物館ノ國寶監守ハ當該博物館ノ奏任待遇以上ノ館員ヲ以テ
之ニ充ツ公立博物館ノ國寶監守ハ當該博物館長ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 國寶監守ハ身元保證金ヲ納ムヘシ

前項ノ身元保證金ニ關シテハ明治二十二年勅令第六十號會計規則及明治
二十三年勅令第四號ヲ準用ス

第四條 國寶監守故意怠慢ニ由リ其ノ監守スル國寶ヲ亡失若ハ毀損シタル
トキハ辨償ノ責ニ任スヘシ

第五條 古社寺保存法第八條ニ依リ支給スヘキ補給金ハ國寶一箇ニ就キ一
箇年二圓以上五十圓以下トシ内務大臣ハ出陳ヲ命スル都度之ヲ定ム但シ
國寶ニシテ特ニ貴重ナルモノアルトキハ内務大臣ハ古社寺保存會ニ諮詢
シ五十圓以上五百圓以下ヲ支給スルコトヲ得

第六條 出陳ニ要スル荷造運搬費等ハ總テ當該博物館ニ於テ支辨スヘキモノトス出陳ノ義務解除シタルトキハ返送ニ要スル荷造運搬費亦等同シ

第七條 古社寺保存法第十五條ニ依リ損害賠償ヲ要スルトキハ内務大臣ハ賠償金額ヲ豫定シ古社寺保存會ノ議ニ附ス

前項ニ依リ古社寺保存會ニ於テ議決シタル金額内務大臣ノ豫定金額ニ相違シタルトキハ内務大臣豫定額ト古社寺保存會ノ議決額トヲ合セ之ヲ二除シタル額ヲ以テ賠償ノ實額トス

第八條 本令ニ定ムルモノノ外古社寺保存法依行ニ要スル細則ハ内務大臣之ヲ定ム

◎古社寺保存法施行細則 (明治三十年十二月十五日) (内務省第三十五號)

第一條 古社寺保存法第一條ニ依リ保存金ノ下付ヲ出願セントスル者ハ願書ニ左ノ事項ヲ詳具シ之ヲ内務省ニ差出スヘシ

一、出願ノ事由

二、修理スヘキ物件ノ名稱、所在、種類、品質、員數、形狀、寸尺、構造、坪數並歴史ノ證徴、由緒ノ特殊又ハ製作ノ優秀等ヲ證見スルニ

足ルヘキ要項

三、建築又ハ製作年代及其ノ後之ニ加ヘタル修理ノ年月

四、修理ニ要スル工費豫算並ニ設計仕様等

五、竣成期限

六、出願者ノ資力ヲ證スルニ足ルヘキ事項

第二條 特別保護建造物及國寶ノ修理費ニ對シ國庫ヨリ補助スル場合ニ於テハ當該社寺ハ少クトモ其ノ半額ヲ負擔スヘキモノトス但シ特別ノ事情アルモノニ限リ其ノ負擔ヲ輕減スルコトヲ得

第三條 保存金下付後ニ於テ設計仕様ノ變更若ハ竣成期限ノ延期ヲ要スルトキハ其ノ事由及變更設計仕様書等ヲ具シ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ内務大臣ハ必要ト認ムルトキハ關係者願出ニ係ラス設計仕様ノ變更ヲ命スルコトアルベシ

第四條 修理竣リタルトキハ精算書ヲ添ヘ二ヶ月以内ニ内務大臣ニ届出ツヘシ

第五條 本令ノ規程ニ違反シ若ハ保存金下付ノ條件ニ違反シタルトキハ内務大臣ハ保存金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 國寶ハ分ツテ左ノ三種トス但シ神社ノ祭神若ハ寺ノ本尊ハ此ノ限
リニ在ラス

甲種 製作ノ優秀ナルモノ

乙種 由緒ノ特殊ナルモノ

丙種 歴史ノ證徴トナルモノ

甲種ハ製作優秀ノ程度ニ依リ一等乃至四等ノ四等ニ分ツ

第七條 内務省ニ特別保護建造物臺帳竝國寶臺帳ヲ備置クモノトス

第八條 特別保護建造物ノ臺帳ニハ左ノ事項ヲ記載スルモノトス

一、名稱

二、所有者及所在地

三、創立及沿革

第九條 國寶臺帳ニハ左ノ事項ヲ記載スルモノトス

一、名稱

二、所有者及所在地

三、作者及傳來

四、第六條ノ種別等級

五、寸尺

六、員數

七、品質

八、形狀

九、寸尺

五、種類

第十條 特別保護建造物若ハ國寶ヲ臺帳ニ登記シタルトキハ特別保護建造

物證書若ハ國寶證書ヲ其ノ物件所有者ニ交付ス

第十一條 古社寺保存法第六條但書ニ依リ別ニ監守者ヲ置カントスル者ハ

其氏名、履歷資産證書ヲ添へ設置ノ事由ヲ詳具シテ内務大臣ニ願出ツヘ

第十二條 特別保護建造物若ハ國寶ニシテ亡失毀損アリタルトキハ其ノ實

況ヲ詳具シ五日以内ニ内務大臣ニ届出ツヘシ

第十三條 補給金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ支給ス

甲種 一等 五十圓以下 三十五圓以上

同 二等 三十五圓以下 二十圓以上

同 三等 二十圓以下 十圓以上

同 四等 十圓以下 二圓以上

乙種 二十圓以上 二圓以上

丙種 六圓以下 三圓以上

第十四條 前條ノ補給金ハ月割ヲ以テ計算シ一ヶ月ニ滿タサル日數及厘

位未滿ハ切捨トス

一二八

- 第十五條 博物館ニ於テ國寶ヲ受領シタルトキハ受領證書ヲ交付シ又國寶ヲ返付スルトキハ該證書ト引換フヘシ
- 第十六條 博物館ニ於テ國寶ヲ受授シタルトキハ其ノ郵度内務大臣及當該地方長官ニ報告スヘシ
- 第十七條 從前社寺ニ下付シタル保存金ニ關シテハ古社寺保存法第十七條ニ依リ同法第十條乃至第十二條ヲ適用ス
- 第十八條 古社寺保存法第十九條ニ依リ保存金ノ下付ヲ出願セムトスル者ハ第一條ノ規定ニ準據シテ願書ヲ差出スヘシ
- 第十九條 本令ニ依リ内務大臣ニ差出ス書類ハ總テ所轄地方廳ヲ經由スヘシ

◎神社財産ニ關スル件 (明治四十一年三月二十日 法律第二十三號)

- 第一條 本法ニ於テ神社ト稱スルハ官國幣社縣社以下ノ神社ヲ謂ヒ財産ト稱スルハ神社ノ不動産及寶物等ニシテ登録ヲ受ケタルモノヲ謂フ
- 第二條 地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ神社財産ヲ擔保ニ供シ又ハ處分シタルトキハ之ヲ無効トス神社ノ負債ニ付亦同シ
- 第三條 神社財産ヲ處分スル場合ニ於テ其ノ神社ノ神職氏子總代及崇敬者總代ハ之ヲ取得スルコトヲ得ス
- 第四條 神社財産タル境内地社殿其他境内地ニアル工作物及寶物ハ之レヲ差押フルコトヲ得ス
- 第五條 神社ノ不動産及寶物ハ地方廳ニ於テ保管スル臺帳ニ登録ヲ受クヘシ
- 登録ニ關スル事項及登録ト不動産登記トノ關係ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ別格官幣社靖國神社ニ之ヲ適用セス

130

◎同上施行期日ノ件(明治四十一年七月十八日勅令第七十六號)

明治四十一年法律第二十三號ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎神社財産ノ登録ニ關スル件(明治四十一年七月十八日勅令第七十七號)

- 第一條 神社財産ノ登録ハ神社所在地ノ地方廳ニ於テ之ヲ爲ス
- 第二條 神社財産ヲ登録スル臺帳ハ神社財産登録臺帳ト稱シ不動産登録臺帳及寶物登録臺帳ノ二種トス
- 神社財産登録臺帳ニ登録スヘキ事項ハ左ノ如シ
- 一 土地ハ其所在ノ郡、市、區、町村、字、土地ノ番號、地目、段別又ハ坪數、境內地境外地ノ區別
 - 二 社殿及工作物ハ其ノ所在ノ郡、市、區、町村、字、土地ノ番號、地目、段別又ハ坪數、神殿其ノ他工作物ノ種類、若名稱又ハ番號アルトキハ其名稱又ハ番號、構造、建坪又ハ間數境內地ニ在ルモノト境外地ニ在ルモノトノ區別

三 寶物ハ名稱、員數、品質、形狀又ハ寸尺、若作者ハ傳來明カニルト

キハ其作者又ハ傳來

四 登録ノ年月日、番號

第三條 神社ハ不動産又ハ寶物ヲ取得シタルトキハ三十日以内ニ登録ヲ申請スヘシ但シ土地及境外地ニアル寶物ニ付テハ申請前登記ヲ經ルコトヲ要ス

前項但書ニ依ル登記ノ爲該期間内ニ申請ヲ爲スコトヲ得サル場合ニ於テハ登記ノ了リタルトキヨリ十五日以内ニ登録ヲ申請スヘシ

登録事項ニ變更ヲ生シタルトキハ亦前二項ニ同シ

第四條 登記ヲ經タル不動産ノ登録ヲ爲シタルトキハ地方廳ハ遲滯ナク神社財産ノ登記ヲ登記所ニ囑託スヘシ

第五條 神社ハ神社財産ヲ處分シタルトキ若ハ其ノ滅失シタルトキ又ハ實

ニシテ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ七日以内ニ登録ノ抹消ヲ申請スヘシ

第六條 登記所ニ於テ裁判所ノ囑託ニ依リ神社財産ノ登記アル不動産ニ付民事訴訟法第七百條第一項第一號又ハ競賣法第三十三條第一項ノ登記ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク神社所在地ノ地方廳ニ其旨ヲ通知スヘシ地方廳

ニ於テ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ不動産ノ登録ヲ抹消スヘシ
第七條 登記ヲ經タル不動産ノ登録ヲ抹消シタルトキハ地方廳ハ遲滯ナク
神社財産ノ登記ノ抹消ヲ登録ニ囑託スヘシ

附則

本令ハ明治四十一年法律第二十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
神社ハ本令施行ノ際現ニ所有スル不動産及寶物ニ付本令施行ノ日ヨリ三十
日以内ニ第三條ノ手續ヲ爲スヘシ

◎神社ノ財産登録及管理並會計ニ關スル件 (明治四十一年七月廿日
内務省令第十二號)

第一章 登録

第一條 地方廳ニ於テ保管スル神社財産登録臺帳ハ別記様式ニ依リ調製ス
ヘシ

第二條 神社ニ於テ登記ヲ經タル不動産ノ登録ヲ受ケントスルトキハ申請
書ニ登記簿ノ謄本ハ又ハ抄本ヲ添附スヘシ

第二章 管理

第三條 神社ハ不動産、寶物其ノ他貴重ノ書畫什器類ハ之ヲ臺帳ニ登載シ

其ノ増減變更アリタルトキハ控除訂正スヘシ

不動産及寶物ヲ登載スル臺帳ハ神社財産登録臺帳ノ様式ニ準シ調製スヘ
シ

第四條 寶物及貴重品ハ其容器又ハ適當ナル箇所ニ番號票ヲ附シ臺帳ニ其
ノ合番號ヲ記入スヘシ

第五條 左ニ掲クル事項ニ付テハ地方長官ノ許可ヲ受クルヲ要ス

- 一 不動産、寶物其ノ他貴重品ヲ買入ル、コト
- 一 負擔附ノ寄附ヲ受クルコト

第六條 寶物其ノ他貴重品ヲ神社外ニ持出スコト
第六條 用途指定ノ寄附金品ハ其ノ用途以外ニ使用又ハ處分スルコトヲ得
ス

第三章 會計

第七條 會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第八條 毎年度收入支出ハ豫算ヲ定メ毎年二月末日マテニ府縣社ハ地方長
官、郷社以下ノ神社ハ北海道廳支廳長 札幌區、函館區、小島司郡市長 東京
市京都市大阪市ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第九條 收入支出ハ神職ノ職名ヲ以テ之ヲ執行スヘシ

第十條 收入支出ハ帳簿ニ記入シ記入毎ニ神職檢印ヲ捺スヘシ

第十一條 支拂ハ正當ナル債主若ハ其ノ代理人ノ受取證書アルニ非レハ之ヲ行フコトヲ得ス

第十二條 毎年度收支決算並資金明細書ハ翌年五月三十一日マテニ府縣社

ハ地方長官郷社以下ノ神社ハ北海道廳支廳長 札幌區、函館區、小島司、
郡市長 東京市京都市大阪ニ報告スヘシ 樽區ニ在テハ區長

第十三條 毎年度社入金ノ百分ノ五以上ハ基本財産トシテ積立ツヘシ

第十四條 基本財産ハ其ノ神社維持ノ爲メ已ムヲ得サル場合ニ於テ地方長

官ノ認可ヲ受クルニ非レハ之ヲ費消スルコトヲ得ス

第十五條 基本財産ヨリ生スル收入ハ經費ニ充用スルコトヲ得

第十六條 基本財産ハ國債登錄、公債證書其ノ他ノ確實ナル有價證券トナ

スカ又ハ中央金庫、本支金庫、郵便官署、日本銀行ニ預入ルヘシ

特別ノ事情アルトキハ地方長官ノ認可ヲ得テ土地ヲ買入レ又ハ前項以外

ノ銀行ニ預入若ハ其他ノ管理方法ニ依ルコトヲ得

第十七條 有價證券ハ中央金庫、郵便官署、日本銀行、日本興業銀行ニ保

管ヲ委託スヘシ

特別ノ事情アルトキハ地方長官ノ認可ヲ得テ前項以外ノ管理方法ニ依ル

コトヲ得

第十八條 從前積立タル資金ハ基本財産ニ編入スヘシ但シ特別ノ目的ヲ以

テ積立タルモノハ地方長官ノ認可ヲ經テ整理スヘシ

第十九條 古社寺保存法ニ依リ下附セラレタル修理保存費ハ特別ニ整理ス

ヘシ

第二十條 官國幣社ノ會計ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

附 則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令中第三章會計ニ關スル規定ハ地方長官ノ指定シタル神社ニ之ヲ適用ス

(別 記)

土地ノ部

登録年月日 番 號	名 稱	員 數	品質、形狀、寸尺	作者傳來	社 格	
					何	神 社

備考
 一、古社寺保存法ニ依リ國寶ニ指定セラレタルトキハ其ノ旨備考ニ記入スヘシ
 (神社備置ノ臺帳ニハ品目ノ頭ニ「番號」ノ一欄ヲ設ケ現品ノ合番號ヲ記入スヘシ)

◎神社財産登録及管理並會計ニ關スル取扱手續(縣令第七十六號 明治四十一年九月三十日)

- 第一條 明治四十一年勅令第一百七十七號第三條及第五條同年內務省令第十二號(以下省令第十二號ト)第二條ニ依リ不動産又ハ寶物ノ登録及其ノ登録ノ抹消ヲ申請スルトキハ第一號甲乙丙樣式ニ依ル
 - 第二條 境内ノ工作物ハ神社用ノ外他ニ使用セシムルコトヲ得ス
 - 第三條 省令第十二號第四條ノ番號標ハ第二號樣式ニ依ル
 - 第四條 寶物登録臺帳ニ登録シタル物品ハ寶庫又ハ鎖鑰アル箇所ニ格護スヘシ
 - 第五條 寶物ハ毎年適宜ノ時期ニ於テ曝凉並保存ニ必要ナル手入ヲ爲シ臺帳ト現品トヲ對照シ格納スヘシ
 - 第六條 寶物ヲ神社外ニ持出サントスルトキハ左ノ事項ヲ詳具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 一、品目 但登録番號ヲ附記スヘシ

二、事由

三、持出ノ場所 運搬ノ方法、持出中ノ保管法及其期間

第七條 神社内ニ於テ寶物ヲ陳列シ參拜者ニ展覽セシメントスルトキハ左ノ事項ヲ詳具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

一、品目 但登録番號ヲ附記スヘシ

二、事由

三、陳列場ノ位置及構造並其圖面

四、陳列中取締ノ方法

五、陳列期間並陳列場開閉時刻

六、展覽セシムヘキ參拜者ニ制限アレハ其制限

七、展覽料徴收ノ有無

第八條 省令第十二號第八條及第十二條ニ依ル豫算又ハ決算並資金明細書

ハ第二號甲乙及第四號甲乙様式ニ依ルヘシ

第九條 神社ハ一切ノ收入及支出ヲ豫算ニ編入スヘシ

第十條 各年度ニ於テ決定シタル收入ヲ以テ他ノ年度ニ屬スル經費ニ充ツ

ルコトヲ得ス

第十一條 各年度ニ於テ剩餘アルトキハ翌年度ノ收入ニ編入スヘシ

第十二條 收入誤納過納トナリタル金額ノ拂戻ハ其ノ年度ノ收入ヨリ之ヲ

支出スヘシ

支出ノ過誤拂トナリタル返納ハ之ヲ支出シタル經費ヲ定額ニ戻入スヘシ

第十三條 出納閉鎖後ノ收入支出ハ之ヲ現年度ノ收入支出ト爲スヘシ

第十四條 營繕費ハ繼續支出トナスコトヲ得

第十五條 繼續費ハ毎年度ノ仕拂殘額ヲ繼續年度ノ終リマテ逐次繰越使用

スルコトヲ得

第十六條 豫算超過ノ支出ニ充ツル爲メ相當ノ豫備費ヲ設クヘシ

豫備費支出ノ必要アルトキハ氏子又ハ信徒總代ノ協議會ヲ經テ支出スヘシ

第十七條 毎年度ノ收入支出金ヲ出納スルハ翌年度四月三十日限トス

第十八條 豫算ニ定メタル各項ノ金額ニシテ止ムヲ得ス彼是流用ノ必要アルトキハ縣社ハ知事郷社以下ハ郡市長ノ認可ヲ受ケ流用スルコトヲ得

各自ノ金額ハ氏子又ハ信徒總代ノ協議會ヲ經テ流用スルコトヲ得

第十九條 神社ヨリ交付スル受取調書ニハ現金出納簿ニ記スル收入番號ヲ附記シ神職ノ認印ヲ押捺スヘシ

第二十條 神職ニ於テ現金ノ收入支出ヲ要スルトキハ正當本人若クハ其代理人ヨリ書面ヲ徴シ其ノ收入支出ヲ要スル事由其ノ他必要ノ事項ヲ調査シ正當ト認ムルトキハ現金ヲ收入シ又ハ交付スヘシ但シ本人若クハ其代理人ヨリ書面ヲ徴シ難キトキハ神職ニ於テ便宜收入若クハ支出ノ調書ヲ作り代用スルコトヲ得

神職二名以上アル神社ノ收入支出ハ其ノ神社ヲ代表スル上府者ノ認印ヲ經テ前項ノ收入支出ヲ爲スヘシ

第二十一條 神社ノ經費ニ要スル現金ハ郵便官署又ハ確實ナル銀行ニ預入ルヘシ

郵便官署又ハ確實ナル銀行ノ遠隔ナルカ爲メ前項ニ依リ難キモノハ現金保管ノ方法ヲ詳具シ郡市長ノ認可ヲ受ケ現金ヲ保管スルコトヲ得

第二十二條 神社ハ第五號乃至第十一號様式ノ帳簿ヲ備ヘ一切ノ收入支出ヲ登記スヘシ

第二十三條 經費ノ豫算及決算ハ氏子又ハ信徒總代ノ協議會ニ附スヘシ

第二十四條 神社ハ省令第十二號第八條及第十二條ノ手續ヲ了シタルトキハ適宜ノ方法ヲ以テ豫算及決算ノ要領ヲ境内ニ公告スヘシ

第二十五條 基本財産タル有價證券ヲ買入又ハ當籤償還アリタルトキハ其都度知事ニ報告スヘシ寄附ヲ受ケタルトキ亦同シ

第二十六條 明治四十一年八月内務省令第十二號附則ニ依リ指定シタル以外ノ縣社以下ノ神社ニハ第八條乃至第二十四條ヲ準用ス但省令第十二號第八條ノ申請及同第十二條ノ報告ヲ要セス

第二十七條 知事ハ臨時吏員ヲ派遣シ財産及會計ヲ検査セシムルコトアルヘシ

附 則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ施行ス

明治四十一年十月一日ヨリ同四十二年三月三十一日ニ至ル神社ノ收入支出豫算ハ第二號様式ニ依リ調製シ明治四十一年十月三十一日マテニ知事ノ認可ヲ受クヘシ

指定神社ハ明治四十一年十月一日現在ノ積立基本金額及有價證券ノ種類番號額面金額並保管個所ヲ同月三十一日マテニ知事ニ報告スヘシ

省令第十二號第十八條但書ニ依ル現在積立金整理ニ關シテハ明治四十一年十月三十一日マテニ知事ノ認可ヲ受クヘシ
(第一號樣式甲)

一四四

神社財產登錄願

郡市區町村大字字

社格 何 神社

登記年月日	所在地	地目	段別又ハ 坪數	境内外ノ 區別	備考

右ハ當神社財產ニ致度候間財產登錄簿ニ登錄相成度別紙登記謄本添付此段奉願候也

年月日

神職氏名
氏子(崇敬者)總代氏名

備考

知事宛

- 署名スル神職ハ官國幣社ハ宮司縣郷社ハ社司村社ハ社掌又縣社以下神社ニアリテハ氏子(崇敬者)總代三名以上連署捺印スルモノトス但以下書式ノ署名ハ之ニ倣フ
- 備考ニハ買入又ハ寄附許可年月日指令番號及前所有者又ハ寄附者ノ氏名ヲ記載スヘシ
- 願書ハ正副二通ニシテ副願書ノ紙末ニ餘白ヲ存スヘシ
- 抹消願ニハ登記年月日番號ヲ登錄年月日番號トシ願文ニ抹消ノ事由ヲ詳具シ財產登錄臺帳抹消セラレ度旨記載スヘシ

(第一號樣式)乙

神社財產登錄願

郡市區町村大字字

社格 何 神社

一四五

登記年月日	種類名稱	構造	建坪又ハ 間數	所在地、地番、 反別又ハ坪數	境内外ノ 區別	備考

右ハ當神社財產ニ致度候間財產登錄臺帳ニ登錄相成度別紙登記謄本添付此段奉願候也

年 月 日

神 職 氏 氏
氏子(崇敬者)總代氏 名 名

知事宛

備考

- 一 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物ニ指定セラレタルモノハ其ノ旨及建造ノ年月日備考ニ記載スヘシ
- 二 第一號様式甲備考中第三第四ヲ本様式ニ適用ス

(第一號様式丙)

神社財產登錄願

郡市區町村大字字
社 格 何 神 社

名	稱 員	數	品質、形狀、寸尺作者傳來	備 考

右ハ當神社財產寶物ニ致度候間財產登錄簿ニ登錄相成度此段奉願候也

年 月 日

神 職 氏 氏
氏子(崇敬者)總代氏 名 名

備考

- 一 古社寺保存法ニ依リ國寶ニ指定セラレタルモノハ其ノ旨備考ニ記載

- スヘシ
- 二 同一ノ物品二個以上アルトキハ其見分ケ易キ區別備考ニ記載スヘシ
 - 三 抹消願ハ名稱ノ上ニ登録年月日及番號ノ欄ヲ設ケ願文ハ第一號様式甲備考中第四ヲ本様式ニ適用ス
 - 四 願書ハ第一號様式甲備考中第三ヲ本様式ニ適用ス
- (第二號様式)

一寸五分

明治何年 登録第何號	一寸
第何號	一寸
社格何神社	一寸

備考
一 用紙ハ堅實ナルモノヲ用フヘシ

(第三號様式甲)

明治何年度收入豫算(決算)書

郡市區町村大字字

收入 社格何神社

科	第一項 前年度繰越金		本年度豫算	前年度豫算	比較増減 △印減	備考
	第一目 前年度繰越金	第一目 前年度繰越金				
第二項 神饌幣帛料						
第一目 神饌幣帛料						
第三項 社入金						

第一目 氏子崇敬 者賺出金		第二目 寶物其 他收入		第三目		第四目		第五目	
賽	神符守札	神饌及	初穗料	祈禱料	燈油料	社頭	繪圖料	何々	
錢	料	料	料	料	料	料	料		

第四目 境內地 收入		第五目 財產ヨリ 生スル收入		第六目		第七目		第八目	
境	枯損	賣却	何々	預金	有價證券	地利	家賃	貸付	貸付
内	木	代		子	子	所	屋	料	料

科	第一項社費						目	豫本年度 円	豫前年度 円	△比較 増減 円	備考
	第一目祭典費	第二目報酬	神職俸給	何々	器具	神饌品					

支	出	合	第六目雜收入				何々	竹賣却 代木
			計	何々	展覽 料物	寶賣 却代		

第六目 地境內外費				第五目 旅費			薪炭油費
雜費	諸稅	購入費	備人料	何々	雜費	何々	薪炭油費

第四目 社務所費							第三目 雜給	
運通	製神	印圖	文筆	備	何々	何々	雇人料	給
般信	造符	刷書	具墨	品				
費信	費札	費及	費紙					

合	計						
---	---	--	--	--	--	--	--

備考

- 一 年度内ニ於テ事故ノタメ公債又ハ地所ヲ買入ル、コト能ハサルトキハ其ノ金額ヲ翌年度ニ繰越スヘシ
- 一 積立金ハ備考ニ省令第十二號第十三條ニ依ル社入金總額何百圓ノ百分ノ何個ト記載スヘシ
- 一 預金及公債利子並地所貸付料ハ經費ノ收入豫算ニ編入セサルモノニ限リ豫算スヘシ
- 一 比較増減ノ減額ハ朱書スヘシ
- 一 第三號様式甲備考中四ハ本様式ニ適用ス

(第四號様式甲)

何年度資金現金明細書

郡市區町村大字字
社格 何神社

受							區	分	金	額	備	考
何々	何公債賣拂代金	現金利子	有價證券利子	何公債證書當籤元金	寄附金	本年度積立金	前年度越高					

計	年度末 現金	現在 何所へ 預金	拂		
			何々々	經費へ 繰入	何公債 證券買入代
計					

備考

一 前年度越高ニハ前年度末現金及預金ヲ合記スヘシ

一 備考ニハ公債ニ付テハ其ノ額面金額及ヒ利子ニ付テハ其ノ公債額面金額並利率ヲ記載スヘシ
(第四號様式乙)

何年度資金有價證券明細書

郡市區町村大字字
社 格 何 神 社

摘要	種類	番 號	額 面	保 管 個 所	事 由
前年越高	整理	い六六	百 圓	中央金庫	
同	軍事	ろ五五	五十圓	郵便局 [△]	賣 却
買入	同	ろ五六	百 圓	何々銀行	何月何日金何圓ヲ以テ某所ヨリ買入
寄附	整理	い六七	百 圓	同	何月何日某ヨリ寄附

計	賣却	計
	△軍事	
	△五五	四枚
	△五十圓	三百五十圓
	△五十圓	
	△何月何日金何圓ニテ 何某ニ賣却ス	

備考

(第五號樣式)

郡市區町大字字

社格 何神社

月日	現金出納簿		摘要	受額	拂額	殘額
	番號	收入支出				
				円	円	円

(第六號樣式)

郡市區町村大字字

社格 何神社

何年度收入簿	
月日	番號
摘要	豫算額
	円
收入額	円
未收入額	円

計									

備考

一 豫算ノ費目毎ニ別座トシテ整理スヘシ

(第七號様式)

何年度支出簿

郡市區町村大字字

社格 何神社

計									

備考

一 豫算ノ費目毎ニ別座トシテ整理スヘシ

(第八號様式)

郡市區町村大字字

社 格 何 神 社

資金現金出納簿

年月日	摘要	受額	拂額	現金	預金額
四十一年四月一日	前年度繰越金	200000		100000	100000
同六月一日	整理公債百圓ニ對スル利子	5000			205000
同同	軍事公債百圓券買入		83000		132000
同七月三日	田壹畝歩買入		50000		77000
同十二月三十日	預金百圓ニ對スル利子	5000			77000
計		210000	133000		77000

(第九號樣式)

郡市區町村大字字

社 格 何 神 社

何年度資金收入簿
寄附金ノ部

年月日	摘要	受入金額	通計	預入個所又ハ現金保管ノ別
四十一年十月一日	何某ヨリ寄附	10000	10000	四十一年十二月二日郵便局へ預入
同十一月二日	何某ヨリ寄附	10000	110000	同年十一月二日同上
四十二年三月二日	何某ヨリ寄附	5000	115000	四十二年三月二日同上
計		115000		

備考

一 基本財産收支豫算收入ノ種類毎ニ別座トシテ記載スヘシ
(第十號様式)

何年度資金支出簿

郡市區町村大字字

社格 何 神社

年月日	摘要	支出金	通計	備考
四十一年・十月三十日	整理公債買入	八三〇〇 <small>円</small>	八三〇〇 <small>円</small>	額面百圓券ヲ何某ヨリ買入
同年十二月三日	田地買入	五〇〇〇	一三三〇〇	田壹畝歩何某ヨリ買入
同年十二月卅一日	經費へ繰入	一〇〇〇〇	二三三〇〇	何々ニ付經費へ繰入
計		二三三〇〇		

(第十一號様式)

郡市町村大字字

社格 何 神社

資金整理簿
何年度現金ノ部

區別	受額	拂額	現在額	保管個所	備考
前年度越高	二一〇〇〇 <small>円</small>		二一〇〇〇 <small>円</small>	何銀行	四月一日預入
積立金	五〇〇〇		一七〇〇〇	同	何月何日預入
寄附金	一〇〇〇〇		二七〇〇〇	同	同
何公債證書買入		八五〇〇	一八五〇〇		何月何日某ヨリ額面何圓券買入
何公債利子	五〇〇		一九〇〇〇	神社保管	何月何日受領

何公債證書	當籤元金	經費繰入	預金利子	年度末計
10000	29000	5000	1000	
何銀行	何銀行	何銀行	何銀行	何銀行預
何月何日預入	何月何日預入	何月何日預入	何月何日預入	何月何日預入
		何月何日何々ニヨリ繰入		
			現金	何銀行預
			神保	
			5000	
			25000	
			25000	

備考

一 通計ハ其ノ前年度計ヲ預金個所毎ニ合計シ記載スヘシ
何年度有價證券ノ部

摘要	種類	番號	額	面	保管個所	備考
前年度越高	整理	い六六	10000	中央金庫		

同	買入	寄附	年度末計	内	償還當籤	整理	額	面	保管個所	備考
同	同	同	四枚		ろ五五	五〇〇〇	五〇〇〇	同	何月償還當籤	
ろ五五	る五六	い六七	三五〇〇〇							
五〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇								
同	郵便局	同								
	何月何日金何圓ニテ何某ヨリ買入	何月何日何某ヨリ寄附								

備考

一 有價證券ノ種類毎ニ別座トシテ整理スヘシ
一 整理簿ハ累年使用スヘシ

◎有價證券保管ニ關スル件 (明治四十一年八月十七日 社甲第十五號神社局長通牒)

一七四

本月十二日遞信省令第三十七號ヲ以テ神社ノ所有ニ係ル有價證券ノ保管料ハ徵收セサルコトニ定メラレ候處右郵便官署ニ保管ヲ委託スルハ獨リ保管料ヲ要セサルノミナラズ確實ニシテ且ツ利子及償還金等ノ受拂増殖ニ付手數ヲ省ク等其他便益尠ナカラサル儀ト被存候條爲御心得此段及通牒候也

◎購入有價證券種類ノ件 (明治四十一年七月二十九日 社甲第十六號神社局長通牒)

本年七月內務省令第十二號第十六條及客年一月內務省令第一號第二十三條ノ有價證券ハ精々日本銀行ニ於テ徵スル擔保品種類ニ限ル様致度候間右ノ主旨ニ依リ可然御取扱相成度依命此段及通牒候也
追テ現時日本銀行ニ於テ徵スル擔保品種類ハ左記ノ通ニ候爲御心得申添候也

- 一 國有鐵道株券
- 一 東京京都大阪市公債
- 一 大阪築港公債
- 一 正金銀行株券
- 一 郵船會社株券
- 一 大阪商船會社株券

◎神社基本財産トシテ購入スヘキ有價證券ノ件

(大正元年十一月十六日 社第二百二十五號神社局長通牒)

明治四十一年七月廿九日社甲第一六號ヲ以テ神社資金ニ關スル有價證券ノ種類及通牒置候處自今官國幣社ニ在テハ精々日本銀行ニ於テ徵スル擔保品種類ニ限ルモノトシ府縣社以下神社ニ在テハ右ノ外日本興業銀行、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行ニ於テ發行スル債券及地方公債等貴官ニ於テ確實ト認定セラレタル證券ヲ購入セシムル儀ハ妨ケ無之候條依命此段及通牒候也

◎神社境外所有地上ノ立竹木ノ件 (大正三年八月三日 學第五一七號內務部長通牒)

神社境外所有地上ノ立竹木ノ登錄ニ關シテハ明治四十一年勅令第七十七條中ニ規定ノ設ケ無之モ元來立竹木ハ土地ノ一部ト見做スヘキモノナルヲ以テ之ヲ擔保又ハ處分ニ付テハ明治四十一年法律第三十三號第二條ノ適用ヲ受ケシムヘキ旨趣ニ有之候間右ニ御了知相成度候也

一七五

◎神社所有地ニ關スル件

(大正三年八月七日 學部第四七九號內務部長通牒)

神社所有ノ境外地ニ對シテ地上權地役權永小作權等ノ設定ヲ爲ス場合ニ於テモ明治四十一年三月法律第二十三號第二條ニ依リ知事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ無効タルヘキ旨趣ニ候間右ニ御了知相成度候也

◎神社境内ニ軍馬曳入レニ關スル件

(大正三年十二月九日 兵部第一五五四號內務部長通牒)

軍隊ノ演習馬匹検査等ニ際シ神社境内ニ乘馬ヲ曳入レ樹木ヲ損傷シ神社ノ尊嚴ヲ瀆スモノ有之中ニハ町村吏員等ノ指揮ニ依リ神社境内ヲ馬繋場ニ充ツル向モアル哉ニ相聞ヘ甚タ好マシカラサル儀ニ存候尤モ是等ニ對シテハ充分御監督相成居ルコト、存候得共今後一層嚴重ニ御取締相成候様致度尙本件ニ付過日內務省ヨリ陸軍省ニ對シ右取締方ニ關シ及照會候處陸軍省ニ於テハ既ニ屢々訓示シ充分取締居レル旨回答ノ趣ニ有之候モ若シ軍隊ニ於テ同様ノ事有之候ハ、其筋ニ報告ヲ要スヘキニ付其都度直チニ神社名團隊號馬匹數及損傷當時ノ狀況等詳細御報告有之度 追テ既往ニ於ケル同様ノ事實有之候ハ、承知致シ度候間詳細御取調越有之度

◎府縣社以下神社神職ニ關スル件

(明治二十七年二月二十七日 勅令第二十二號)

第一條

府社、縣社及郷社ニ左ノ神職ヲ置ク

社司

一人

社掌

若干人

社掌ノ員數ハ社司及氏子總代又ハ崇敬者總代之ヲ議定シ臺灣總督、北海道廳長官、府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第二條

村社以下神社ニ左ノ神職ヲ置ク

社掌

若干人

社掌ノ員數ハ氏子總代又ハ崇敬者總代之ヲ議定シ臺灣總督、北海道廳長官、府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第三條

社司ハ社掌ヲ指揮シテ神明ニ奉仕シ祭祀ヲ掌リ庶務ヲ管理ス

第四條

府社、縣社及郷社ノ社掌ハ社司ノ命ヲ承ケテ神明ニ奉祀シ祭祀及庶務ニ従事ス

第五條

村社以下神社ノ社掌ハ神明ニ奉仕シ祭祀ヲ掌リ庶務ヲ管理ス

第六條

社司及社掌ハ臺灣總督、樺太廳長官、北海道廳長官、府縣知事ニ

於テ氏子總代又ハ崇敬者總代ノ推薦シタル候補者中ヨリ之ヲ補ス但氏子總代若ハ崇敬者總代ニ於テ候補者ヲ推薦セサルトキ又ハ推薦再回ニ及フモ候補者其ノ任ニ適セスト認メタルトキハ臺灣總督、樺太廳長官、北海道廳長官、府縣知事ニ於テ適任者ヲ擧ケテ其ノ職ニ補スヘシ候補者ノ資格及推薦ニ關スル規則ハ内務大臣之ヲ定ム但シ臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官之ヲ定ム

第六條ノ二 神社事務ノ掌理ニ付テハ府社、縣社ノ社司ハ臺灣總督、樺太廳長官、北海道廳長官、府縣知事、郷社ノ社司及ヒ村社以下神社ノ社掌ノ臺灣總督、樺太廳長官、北海道廳長官、府縣知事、臺灣總督府支廳長、樺太廳支廳長、北海道廳支廳長、島司、郡長ノ指揮監督ヲ受クルモノトス

第七條 社司、社掌ハ判任官ノ待遇トス

第八條 社司、社掌ノ服務及懲戒ニ關スル規則ハ内務大臣之ヲ定ム但シ臺灣ニ在リテハ臺灣總督之ヲ定ム

附 則

第九條 本令施行ノ際祠官タルモノハ社司ニ祠掌タル者ハ社掌ニ補セラレ

タルモノト見做ス

◎府縣社以下神社神職任用規則 (明治三十五年二月十八日) (内務省令第四號)

第一條 年齢二十年以上ノ男子ニシテ社司社掌試驗ニ及第シタルモノニアラサレハ社司社掌ニ補スルコトヲ得ス

官國幣社神職試驗ニ合格シタル者又ハ官國幣社神職及神職タリシ者ハ試驗ヲ要セス社司社掌ニ補スルコトヲ得

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ社司社掌ノ試驗ヲ受クルコトヲ得ス
一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
二 身代限リノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者及家資分散若クハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者

三 禁治產者準禁治產者

四 懲戒免官及免職ノ處分ヲ受ケタル後二年ヲ經過セサル者

第三條 地方廳ニ社司社掌試驗委員長一名及社司社掌試驗委員五名ヲ置キ社司社掌ノ試験ヲ行ハシム

第四條 社司社掌試験委員長及社司社掌試験委員ハ北海道廳長官府縣知事之ヲ選任スヘシ

第五條 社司社掌試験委員ハ此規則ニ依リ試験ヲ施行シ試験委員長ヨリ其成績ヲ北海道廳長官府縣知事ニ具申スヘシ

第六條 北海道廳長官府縣知事ハ前條ノ具申ニ依リ合格ト認ムル者ニ合格證書ヲ付與スヘシ

第七條 試験ヲ施行スルトキハ豫メ其ノ試験期日及場所等ハ官報公報又ハ新聞紙其ノ他便宜ノ方法ヲ以テ公布スヘシ

第八條 社司社掌ノ試験科目ハ左ノ如シ

- 一 祭式
- 二 倫理
- 三 國文 作文ハ祝司體公文體
- 四 國史
- 五 法制 現行神社法令
- 六 算術

第九條 試験問題ハ社司社掌試験委員ヲ定メ社司社掌試験委員長ヨリ北海

道廳長官府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 此規則施行ニ必要ナル細則ハ北海道廳長官府縣知事之ヲ定メ内務大臣ニ報告スヘシ

第十一條 左ニ掲クル者ニシテ第二條ノ各號ニ該當セサル者ハ試験ヲ要セス社司社掌試験委員ノ詮衡ヲ經テ社司社掌ニ補スルコトヲ得

一 官國幣社及神部署神職任用令第九條一號二號三號五號ニ掲クル者

二 皇典講究所ニ在テ内務大臣ノ認可ヲ得テ定メタル規則ニ依リ學階司業(社司ニ在テハ六等以上)ヲ附與シタル者ニシテ祭式ヲ修メタル者(社掌ニ在テハ八等以上)

三 判任官待遇以上ノ職ニ在リシ者ニシテ祝詞作文祭式ヲ修メタル者

四 内務大臣ノ委託ニ依リ開設セル皇典講究所神職養成部神職教習科卒業ノ者

第十二條 神社ニ神職ノ缺員アルトキハ氏子總代若ハ崇敬者總代ハ三十日以内ニ其ノ候補者ノ履歷書及資格證明書ヲ具シ北海道廳長官府縣知事ニ推薦スヘシ但シ現ニ其ノ管内ニ奉職スル者ニ在テハ履歷書及資格證明書ヲ省クコトヲ得